

## 「INF交渉」どうみたらよいか

複眼的  
アプローチ  
のすすめ

宮本雄二

外務省国連局  
軍縮課長

みやもと ゆうじ 21年7月生  
 まれ。43年9月外務公務員上級試験合格、44年3月京大法卒。同年4月外務省入り、アジア局中国課、国連代表部、中華人民共和国在勤、欧亜局ソ連課などを経て、60年8月から国際連合局軍縮課長。

去る九月十八日、シュルツ国務長官とシエヴァルナツゼ外相は共同声明を發出し中距離核戦力（INF）に関する協定の締結に原則として合意し、本年晩秋、米ソ首脳会議が行われることを明らかにした。INF協定について残された問題は「技術的」問題のみというのが米ソ両国首脳の認識であり、両国首脳の強い政治的意思に照らし、INFという一つの範疇の核兵器を実際に全て廃棄する初めての協定ができることは間違いなさそうである。（十月二十二、二十三日のモスクワにおける米ソ外相会談でも首脳会議の日時についての発表はなかったが、INF協定をいずれにしても締結すると

の点で米ソの立場は一致している）

また両外相は戦略核兵器の五〇パーセント削減に関する協定を作ることに強い意欲を表明した。この戦略核兵器削減交渉（START）は、戦略防衛構想（SDI）と明確に結び付けられているため、SDIを断固推進するとのレーガン大統領の決意に変わりはなく、これを絶対に阻止するとのゴルバチョフ書記長の立場にも何の変化の兆しも現れていない以上、その進展を予測することは冒険に過ぎよう。しかし、米ソ両国のSTARTに対する執着は、INF協定の成立がほぼ確実になった事実とともに今後の軍縮、軍備管理交渉の

後の見通しを見極める一助としたい。

なお、モスクワでの米ソ外相会談はSTARTとSDIの分野に大きな影響を及ぼし米ソ首脳会議の成り行きにも影響を及ぼすものであるが、初稿の段階で間に合わなかったのでその評価は含めていない。本稿の大筋の議論に影響はないと判断したためでもある。本稿の意見にかかわる部分は筆者の個人的意見であることを予めお断りしておく。

### いま世界で何が 行われているのか （一）米ソ二国間交渉

米ソ両国は、核兵器の九割以上を保有し通常戦力についてもその多くは米ソのものである。従って世界の軍縮、軍備管理を口にする場合、米ソ両国に特別の責任があることははっきりしている。米ソ間では現在、核兵器と宇宙・防衛兵器を対象にジュネーヴで軍備管理交渉（米ソ両国の「核及び宇宙に関する交渉—NST」と呼んでいる）を行っており、核実験、化学兵器についてもジュネーヴの軍縮会議（後述）での交渉と同時並行的に二国間での交渉も行われている。

NSTは一九八五年三月に開始された。中距離核戦力（INF）と戦略核兵器（START）については八一年ないし八二年に開始され八三年末に中断した同種交渉の再開である。今回、宇宙・防衛兵器（DST、主にSDI）が新たに交渉対象に追加された。ソ連が戦略防衛構想（SDI）の阻

行方に間違いなく大きな影響を及ぼすものと予想される。現に、シュルツ長官とシエヴァルナツゼ外相は核危機軽減センター設置に関する協定に署名し、核実験の問題についても近く本格的交渉を開始することに合意しているし、化学兵器禁止条約に対する積極的姿勢にも変わりはない。

このように、INF合意に代表される米ソ両国首脳の政治的意思は、確実に軍備管理・軍縮一般ひいては米ソ関係乃至国際政治に影響を及ぼすであろう。核軍縮協定の成立ないし米ソ関係の改善は、国際社会が長い間待ち望んできたことであり、積極的に評価されるべきは当然である。このことを自明の前提として本稿ではものごとのもつ複雑さにあえて焦点をあててみたい。軍備管理・軍縮の問題に対し、複眼的なアプローチこそ安全を損なうことなく軍備をできる限り低い水準に引き下げることが可能にするやり方と考えるからである。以下、最初に米ソ軍備管理交渉を中心に世界の軍縮、軍備管理の現状を説明し問題の広がりを紹介の上、その後、INF協定に焦点をあてて安全保障、軍備管理・軍縮及び国際政治の三つの側面から検討してみることとする。

INF協定が締結された暁には、通常戦力から戦略核兵器にいたる米ソの兵器体系の中で射程五〇〇から五五〇〇キロメートルの地上配備の核ミサイルが全て廃棄されるが、このことのもつ意味を総合的、複眼的に検討してみようということである。この検討の過程で、INFが全廃される事態に対し既に出はじめているいろいろな反応にも適宜触れながら、今

止を重視しているからである。

戦略核兵器は、大陸間弾道ミサイル(ICBM)、潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)及び戦略爆撃機から成る。射程距離一万キロを超える足の長い核兵器であり破壊力も大きく、先制第一撃能力と同時に報復能力の中核でもあり、米ソの核戦力の中心である。核軍縮を考える場合、この戦略核をどの程度削減できるかが最も重要になる。米ソそれぞれ一発前後の戦略核をもっているが、八五年十一月の第一回レーガン・ゴルバチョフ会談以来、米ソ間でこれを約半分にすることに基本的な合意がある。戦略核の三つの範疇の兵器のそれぞれの割合をどうするかについて意見が対立したままであるが、運搬手段を一六〇〇にし、弾頭数を六〇〇〇にするという基本的なところで合意は成立している。

問題は、ソ連がこの戦略核の合意をSDIに関する米国の譲歩とはつきり結び付けているところにある。米ソ両国のSDIに関する立場は正面から対立しており、双方の基本的立場を維持しつつ妥協案を考え出すことは決して容易ではないが、最近、米ソ両国がともに戦略核兵器削減交渉に強い意欲を示し始めたことは今後の進展の可能性を増大させるもので、注目していく必要がある。なおSDIについては米ソ交渉ではABM条約の解釈問題の形をとっており、ソ連は同条約で認められる活動の範囲を制限することに重点をおいている。

INF交渉の詳細については後の章に譲るとして、長射程INF、即ちSS-20について、ソ連は基本的に欧州のみを指して中部欧州相互防衛力削減交渉(MBFR)を提案した。双方の妥協として七二年十一月からCSCOE準備会議を、七三年一月からMBFR準備会議を開催することが同意された。CSCOEでは、八三年に欧州軍縮会議(CDE)を発足させることを決め、八四年一月から信頼・安全醸成措置についての協議を行っている。

八七年一月から欧州の通常兵器軍備管理交渉についてNATOとWPOとの間で折衝が始まり、CSCOEの枠組みの中で行うことについて双方の合意が成立しつつある。INF全廃合意後の欧州における通常兵器の不均衡がますます重大視されてきているだけにNATOもこの交渉に一層力をいれるものと予想される。MBFRについては削減の対象になるべき兵力水準について東西間の合意が成立せず歩みは遅い。

### (三) 軍縮会議

四〇か国からなる軍縮に関する唯一の多国間交渉機関で、核実験禁止問題、宇宙における軍備競争防止問題について協議し、化学兵器禁止条約について交渉中である。なお国連の第一委員会においても軍縮、安全保障の問題を審議している。

## ● INF交渉への 複眼的アプローチ (一) 安全保障の視点

軍縮、軍備管理の個々具体的な問題を考える場合、まず第

が対象となりアジアは対象外との立場をとってきた。八三年までは欧州から撤去した分はアジア部に移動するとの立場であり、八四年に至り欧州部削減、アジア部凍結に立場を変え、八六年十月レイキャヴィク首脳会合において欧州部全廃、アジア部一〇〇弾頭に応じてきた。八七年に入り短射程INFも交渉対象に含まれ同年七月、ゴルバチョフ書記長は長射程、短射程の両INFをアジア部も含めてグローバルに全廃するとの米国の提案に最終的に同意し、いわゆるグローバル・ダブル・ゼロ・オプションが実現することとなった。先般のシェヴァルナツェ外相の訪米により、西独のパーシングIaの問題を含め主要問題は解決し、検証問題等についての技術的詰めをジュネーブで続けることになっている。

### (二) 欧州での軍縮、軍備管理交渉

欧州は第二次大戦後、東西の主たる対立の場となり北大西洋条約機構(NATO)とワルシャワ条約機構(WPO)が設置され相対峙する形で安定した。欧州は世界で最も軍備が集積している場所であり、その反動もあってかこの地で多くの軍縮、軍備管理の試みがなされてきた。

欧州安全保障協力会議(CSCOE)は、五〇年代後半に欧州の国境線の固定化及び国境不可侵、武力不行使を定着させることにより自己に有利な形で現状固定を狙ってソ連が提唱したものであり、これに対し西側は、西側の安全にとり最大の脅威であるソ連の圧倒的に優勢な通常戦力を制限すること一にそのことの安全保障に及ぼす影響についての厳密な評価がなされることが重要である。軍縮、軍備管理は、各国の安全を強化することを目的としているからである。勿論、この評価自体が決して容易なものではなく、力点のおきかたの違いによりニュアンスの差だけではなく結論自体が変わってしまうこともある。現にINFゼロ・オプションに関する評価について欧米の専門家が正に同様のことを経験中である。重要なことは、安全保障に及ぼす影響についてしっかりとした評価を行うプロセスを必ず経るといふことである。議論を同じ土俵の上で行うためにも不可欠のプロセスである。

#### ① 欧州の戦略環境とNATO戦略

米ソ軍備管理交渉は、これまで原則としてNATO(北大西洋条約機構)の枠組みの中で対処されてきた。東西双方にとり欧州戦域における軍事的安全保障の確保が緊急の重要性を持っており、核兵器をまきこんだ安全保障論議がはやくから行われていたからである。NATOの軍事戦略は当初より通常戦力において圧倒的に優勢なソ連軍、ひいてはWPO(ワルシャワ条約機構)軍に対し如何にして西欧の安全を確保するかを最大の課題として構築されてきた。その基本はWPO軍が通常兵器より攻撃を仕掛けてきた場合には米国の核で撃ち返すことであり、この核による報復の信頼性を高めることによりWPO側の侵略を事前に「抑止」することにある。

五〇年代までは米国は核戦力において明確な対ソ優位を確

保していた。しかし六〇年代の中葉に米ソの核戦力の間に大まかな均衡(パリティ)が成立し米国自身がソ連の核攻撃に對し安全ではあり得なくなつた。このようにソ連の報復攻撃により米国自身が打撃を受ける可能性が高まったにもかかわらず、米国が、欧州のために核兵器をソ連に撃ち込むかどうかについて西欧諸国の不安が高まり、いわゆる米国の核抑止力の信頼性の問題が生じた。この問題に對する対応の一つが英仏の独自の核戦力の強化であり、もう一つがNATOにおける「柔軟反応戦略」(注)の採択である。

(注) 柔軟反応戦略(Flexible response strategy)とは、ゲリラ戦争から全面戦争にいたるまでの起りうるあらゆる段階の戦争を想定し、いかなる段階の戦争にも適切有効に対処できる能力を備えることによつて、全ての戦争を抑止しようという戦略をいう。核兵器についても、あらゆる段階に適切に対処できるように、戦術核から戦略核に至る核の「エスケーレーション・ラダー(梯子)」を多くすることで使える戦力としての核兵器を保有することにより、NATOの核報復能力の信頼性を高め、以てあらゆる戦争を抑止するとの考え。従つて、この戦略にとりINFは重要な核の梯子の一つということになる。

米国なしに欧州の安全保障が成り立たないだけに、この米国の核抑止力の信頼性の問題とは、いかにして戦略核兵器をソ連に對して使用することも辞さないとの米国の決意をソ連に理解させるかの問題である。この議論は、往々にして米国を西欧の安全保障の枠組みの中に入れてがっちり組み込んでいくか、米国との安全保障の結び付きを制度的、実体的にいかにして確保していくか、といった形態をとる。いわ

かった。NATOの柔軟反応戦略を補強するためにも、距離の短い戦術核と足の長い戦略核の間に中距離の核兵器がほしいところである。SS-20の五〇〇キロメートルという射程距離は、実はソ連から発射して欧州には届くが米国には届かない距離であるが、この米国に届かないことが明白な欧州に對する核ミサイル攻撃に對し米国が欧州のために核を撃ち返してくれるかどうか、米国が欧州防衛から切り離されることになるのではないかと古くて新しい米国の核抑止力の信頼性の問題が蒸し返されることになった。

七九年十二月、NATOはこのような軍事戦略上の要請とこれ以上の核は欲しくないとの欧州の国民世論の要請をとみに満足させるべくいわゆる「二重決定」を採択した。

NATO「二重決定」は、一方で米ソ間のギャップを埋めるために米国のパーシングIIミサイルと地上発射巡航ミサイル(GLCM)の欧州配備を決定するとともに、他方において西欧の世論を配慮して、米ソ双方にこれらの核兵器制限のための交渉を求める内容を記している。このように、「二重決定」は、米国と欧州とのカップリングを図ることにより米国の核抑止力の信頼性を高め、NATOの柔軟反応戦略の信頼性を高めることを目的としていた。その後、米国のINFの欧州への導入をめぐる西欧諸国において反核運動が強まり、ソ連の平和攻勢とも相俟って欧州よりINFを撤去する側面のみが強調された結果、INF交渉とNATO柔軟反応戦略との関係が見落とされ、米ソのINFがなくなれば

ゆる米欧のカップリング(連結)、デ・カップリング(分離)の議論がそれである。このような事情は今日に至るも変わっていない。因みにWPO軍は、今日においてもNATOに對し、通常兵器において約一対三、化学兵器において約一対一の優位を保っている。

## ② ソ連によるSS-20の配備とNATOの対応

INF交渉は、七七年にソ連が新型のSS-20と呼ばれる高性能のミサイルを配備し始めたことに端を発する。このミサイルは、戦略核兵器より飛距離において短い、MIRV(個別誘導複数弾頭)化された三つの弾頭を持ち、命中精度も著しく向上し、かつ移動可能である。戦域核、今日では中距離核といわれるカテゴリーに属している。もともと専門家の間ではNATOの柔軟反応戦略を強化するためには米国の戦域核が必要との判断が強かったところにSS-20が登場したわけである。

SS-20配備開始時に西欧には対応する地上配備核ミサイルは存在しなかったため、戦域核とりわけ長射程中距離核(LRINF)の分野においてソ連が一方的優位を高める結果となった。欧州において、NATOの柔軟反応戦略の一角に穴が開くのはほぼ確実とみなされるに至った(米国においてはその当時から海上配備核戦力、航空機戦力により核抑止力を維持できるし、柔軟反応戦略も維持できるとの意見が強

欧州はより安全になるとの認識が一般化してしまつた。

## ③ シングル・ゼロ・オプションからダブル・ゼロ・オプションへ

米ソ両国首脳は、八六年十月アイスランドの首都レイキヤヴィクにおいて八五年十一月に続き二度目の顔合わせをした。結果は、ゴルバチョフ書記長がSDI(戦略防衛構想)と他の全ての分野とを結び付けたため話し合いは暗礁にのり上げ何の合意も成立しなかったが、両首脳の間で「潜在的」合意ができたと言われている。一つが核兵器の全廃(ソ連)ないし弾道ミサイルの全廃(米国)であり、もう一つがINFの一〇〇弾頭までの削減である。特に後者についてはその後のINF交渉の出発点となるものであった。

この「潜在的」合意に對し、欧州諸国、なかんずく安全保障問題の専門家の批判は厳しく、欧州諸国の核兵器に對する思い入れを改めて認識させられるものであった。核兵器を保有しているからこそ欧州において戦後四十年通常兵器によるものをも含めいかなる戦争も発生しなかったとの信念である。これに對して、米当局者は米国が同意しようと考えたのは、核兵器全般ではなく「弾道ミサイル」のみの全廃であり、その結果、弾道ミサイルに偏つたソ連の核戦力を大幅におさえこむことができると同時に米国が有利な非弾道ミサイル核戦力は手付かずに残まることができ、西側にとり極めて有利な取引であると反論した。

いずれにしろレイキャヴィクにおいて欧州の長射程INF全廃の方向だけは益々はっきりしてきた。柔軟反応戦略の補強と米欧のカップリングを目的として欧州に導入された米国の長射程INFが撤去されるということであり、当然欧州の安全保障に対し深刻な影響を及ぼすことになる。長射程INF撤去後の欧州における他の兵器システム全体のバランスを眺めてみれば事態は更に深刻になる。通常兵器、化学兵器に加え、射程距離五〇〇から一〇〇〇キロメートルの短射程(SR) INF及び五〇〇キロメートル以下の短距離核(SNF)においてもソ連が圧倒的に優位に立っているからである。欧州の地からソ連を直接撃つことができる長射程INFのもつ軍事的有用性が改めて見直されることとなった。

このような西欧でのINF交渉に対する消極的意見の強まりを前に、ゴルバチョフ書記長は八七年四月、長射程INFに加え欧州において短射程INFを全廃する(但しアジア部の短射程INFについては今後交渉)提案を行った。INFダブル・ゼロ・オブションと呼ばれるものであり、西欧の不安を逆手にとった平和攻勢であった。欧州ダブル・ゼロ・オブションは、決してソ連の一方的譲歩ではない。欧州に限ってみれば、ソ連案は、西独保有のパーシングIa七二基を交渉対象に含めておりソ連のSRINF約八〇基と見合う数字である。何にもまして、INF撤去後の欧州において通常戦力と短距離核双方においてソ連が圧倒的優位に立っているウマ味もあるし、政治的にはINF交渉を動かしているのはソ連で

安全保障について軍備管理・軍縮の今後の進め方をも含め如何に対処するかについて今後検討するとの決定を行った。柔軟反応戦略の信頼性を高めるための方策について改めて包括的な検討を行うとの趣旨である。NATOの残存核戦力の強化策についてもその一環として検討が始められている。

英仏両国は、米ソが戦略核を大幅に削減し通常戦力の東西不均衡が改善されないかぎり、自国の持つ核兵器の重要性が西欧の安全にとってもますます大きくなったと判断して、自国の核兵器近代化計画を着実に実施していく意向を再確認している。またNATOの最大の問題である通常戦力方面での東西不均衡を是正する必要性が更に増したとの認識が高まる中で、独仏軍事協力強化の動きがはっきりしてきているし、前章で述べたNATOとWPOの間の通常兵器軍備管理交渉への圧力が強まってきている。

### ⑤ソ連とINF

七七年にSS-20の欧州配備が始まった。ソ連が事前に西側の全ての反応を予測していたとは考えないが、SS-20配備後、NATOにおいてたかかわされた安全保障上の議論は基本的にNATOの弱点としてソ連に有利に働く。また他の兵器により代替可能とはいえず、より命中精度の高い便利な兵器として使い途が多いことに変わりはなく、アジア部への配備もこのためと思われる。他方、ソ連は米国の長射程INFをなくすパーシングIIが、ソ連の安全保障にとり重大な脅

あるとの印象を強めることもできる。このように差し引き計算すれば決してソ連に不利な提案ではない。アジア部を含めグローバルにINFを全廃すべしとの米国の提案を受諾するソ連の回答(七月二十三日)も、欧州部の全廃によって得られるソ連のメリットが決して小さくなかったことを改めて示すものである。

### ④欧州の新たな動き

このような欧州におけるINF全廃提案をうけて西欧においていくつかの流れが生じた。一つは安全保障専門家の間の意見であり、NATOの柔軟反応戦略にとりINF、なかならず長射程INFは不可欠との考え方である。この基本的考え方では多くの人々の支持を得たが、同時に七九年の「二重決定」以来、NATOはその論理的帰結としてINF全廃を受け入れており、国民との関係において、それ以来何度も全廃を約束してきている経緯もあり、政治的にはINFの全廃を受け入れざるを得ないとの政治サイドの意見も強くなった。

(その前提として米ソのINFが全廃される以上、欧州の戦略状況はソ連のSS-20配備前に戻ったわけであり、状況が悪化したわけではないとの判断がある。これに対し安全保障の専門家は、七〇年代の状況が既に西側の安全保障にとり問題であったと反論する。)

結局、この両者の折衷案として、六月十六日、NATOはダブル・ゼロを受け入れることとしてINFのない欧州の脅威を及ぼすと見ていた節がある。西欧から発射されたパーシングIIは七、八分でモスクワ近辺に到達する。しかも命中精度は著しく高い。この時間の短さと命中精度の高さがソ連にとり脅威であったのであろう。八三年末、米国INFが欧州に配備されるやソ連は欧州INFの削減に応じ、八六年十月レイキャヴィクで欧州での全廃のみならず、アジア部での大幅削減に応じ、今回アジア部での長射程INFの全廃に応じた背景にパーシングIIを完全に廃棄せしめんとするソ連の強い意思が感じられる。

短射程INFについては、西独のパーシングIaが廃棄されることとなったため、ソ連としても所期の目的を達したといえよう。長射程、短射程共に廃棄する絶対数はソ連のほうが多く、またSS-20のように「便利な兵器」を廃棄することにより軍事上の選択の幅が狭まったことも事実であろうが、SS-20等INF全廃後の軍事バランスは欧州においてソ連に有利であり、アジアにおいては少なくとも不利ではないとの事態が、ソ連がINF全廃を決意した大きな理由の一つであろう。

### ⑥アジア・太平洋とINF

SS-20のソ連アジア部配備は、SS-20が戦域核としてアジア・太平洋の軍事目標に狙いを定めているという意味で、アジア・太平洋諸国にとり脅威の大幅な増大を意味する。しかし脅威の程度はそれぞれの国によって異なってくる。

る。我が国にとってみれば安全保障の基軸を日米安全保障体制においており、特に核の脅威については米国の核抑止力に依存する体制をとっている。欧州とアジア・太平洋の戦略環境は異なっており欧州の戦略論をそのままアジア・太平洋に適用することはできない。アジア・太平洋の状況は極めて複雑であり、米ソの核が全地球的に均衡していればアジア・太平洋における米国の核抑止力は有効に機能していると思ふことができる。従って、我が国にとりSS-20の問題は、軍事安全保障上の問題以上にむしろ基本的には政治上の問題としてとらえることが可能となる。(八六年九月、倉成外務大臣は英国戦略問題研究所IISSの京都総会において、SS-20の我が国安全保障に及ぼす影響について包括的に述べておられる。)

なおアジア・太平洋には米国の地上配備のINFは存在せず米ソINF交渉の対象になる米国の核兵器は存在しない。その意味でアジア・太平洋ではソ連の一方的削減ならざるを得ないが、INFの移動性等兵器の特性に照らし、そもそもINFは米ソのバランスの取れた形でグローバルに廃棄されるべき性質のものである。

中国にとっては、ソ連の戦略核兵器が既に十分すぎるほど中国を狙っている以上、INFの脅威は追加的、二次的なものにはすぎないといえないこともないが、それでもなくなるほうがよいに決まっている。INFの米ソ基本合意を歓迎し、今後の核、非核両面にわたる一層の軍縮を求めた事実、中

ル・テクニカル・ミーティング」に依存してきた。

現在、米ソ間で交渉されているINF協定は、SS-20が移動可能な中型ミサイルであることもあり、戦略核兵器より小型の、それも移動可能な兵器システムをも検証できる体制を作り上げようとしている。チャレンジャー・インスピレーションといわれる強制的現地査察制度がその典型的なものである。もしこのような検証体制が米ソ間で合意されれば、戦略核兵器交渉に良い影響を与えるのみならず、多くの部分は、化学兵器禁止条約(現在、ジュネーヴの軍縮会議II CD IIで交渉されている)という非核兵器の分野にも応用でき、その交渉を促進する効果をもつであろう。

更に、INF協定が成立することにより米ソ間の信頼関係を強固にする役割も期待される。SALT諸条約は米国において厳しい批判にさらされているが、例えば核兵器の廃棄手順等米ソ間に多くの了解事項を作り上げることに貢献しており、誤解に基づく不必要な対立を回避し、関係を強める役割を果たしてきている。INF協定は、この側面を更に強化する役割を果たし得るであろう。相手が約束をきちんと遵守していることが確認できればそれだけ信頼感が増すからである。勿論相手が約束を守っていないことがはつきりする可能性も高まる訳であり、両刃の剣の面がある点を忘れるべきではない。また、二国間問題、アフガニスタン等地域問題あるいは人権問題等、一般的な米ソ関係が改善されることにより、東西間、米ソ間に基本的信頼関係が生まれることが軍備

国のおかれた立場を正確に表現している。

## (二) 軍備管理・ 軍縮の視点

### ① INF協定の意義

これまで米ソが締結した核兵器の制限に関する協定は、SALT Iにしろ、SALT IIにしろ、戦略核兵器の上限を設定し、あるいは現状を凍結する内容のものであった。これに対し、現在、米ソ間で交渉されているINF協定は、現存する核兵器を大幅に削減するものである点において画期的である。米ソの核兵器に対する交渉において初めて核兵器を現実に大量に廃棄する協定ができあがることになるからである。ジュネーヴで交渉中の戦略核兵器に関する交渉(START)においても、米ソが各々約一百万発保有している戦略核兵器を五〇パーセント削減することに基本的合意があり、現存する核兵器を大幅に削減するとの考え方が貫かれている。

現在交渉されているINF協定は、より精緻な検証体制を備えることとなる点においても画期的である。これまで、米ソ間において核兵器の制限乃至削減を行うおうとする場合、検証能力の限界が主な制約要件になってきた。協定締結自体が目的ではなく、遵守されていることが確認され、あるいは違反が是正され、協定内容が実際に実行されることが重要であるが、この点を担保するのが検証であり、これまで主として衛星等を中心とするいわゆる「自国の技術的手段(ナショナル・管理・軍縮を進める環境を整備する側面があることも忘れてはならない。

### ② 今後の軍備管理・軍縮交渉への影響

十分な検証措置を伴うINF協定が成立すれば、各方面で行われている軍備管理・軍縮交渉を促進する効果があることは確実である。既に述べた通り、米ソ間で交渉されているSTART、あるいは地下核実験に関する交渉に良い影響が出るであろうし、軍縮会議における化学兵器禁止条約交渉にもプラスするであろう。欧州における通常兵器軍縮交渉にも一定の弾みを与えるであろう。

しかし個々の交渉の実態に着目すれば、それぞれ固有の難しい問題を抱えていることが分かる。ソ連はSTARTとSDIとを結び付けており、この分野で進展するためには米ソ両国は、安定的な戦略関係に必要な攻撃と防御の最適の関係を見出す共通の努力を行わなければならないだろう。地下核実験についても、検証措置の改善を行い七四年、七六年にそれぞれ署名された米ソ間の地下核実験制限条約(TBT)及び平和目的地下核爆発制限条約(PNET)の米国議会による批准を実現することは可能であろうが、核兵器が存在する限り地下核実験が必要との米国の立場と即時全面禁止を求めるソ連との立場のギャップを埋めることは容易ではない。軍縮会議の化学兵器禁止条約交渉にしても、化学兵器の非生産のために民間化学産業の活動にどの程度制限を加えるべき

か、条約の遵守を担保するためにどの程度厳格な査察をかけるべきか、等詰めるべき多くの問題を抱えている。

欧州の通常兵器軍縮交渉に至っては、対象となる兵器、その制限方法さえ決まっておらず、核兵器に比べて小型で高度の移動性をもつ通常兵器は衛星からの査察に適していないため極めて精緻な検証体制の確立が不可欠であり、このような検証体制の確立には著しい困難を伴うといわれている。従って、INF協定の成立により生じた弾みを活用できるかどうかは、軍備管理・軍縮を推進せんとする政治的意図が持続するかどうか、ソ連が西側の包括的な安全保障を目指すアプローチに言葉でなく行動で応じてくるかどうか、これらの全てを支える検証措置を見出し得るかどうかに係わっていると見えよう。個々の複雑かつ困難な問題に対し、現実的な具体的解決策を一つ一つ積み上げて行く地道な努力こそが今求められており、長い目で見て結局は軍縮への早道である。

### (三) 国際政治の視点

#### ① 東西関係——(イ) INFは政治的兵器

ゴルバチョフ書記長は、八五年三月就任以来、平和と軍縮の推進を訴え米ソ関係の中心にすえた。安定的な米ソ関係を構築することが経済改革を推進する上で不可欠であるが、その中心に世論工作上も見えが良くソ連にとり有利な平和と軍縮をすえたのであろう。軍縮を実現することがソ連の経済

することができれば、まさに有終の美を飾ることになる。当然その実現への願望は強い。このような両首脳の米ソ関係を進める強い意思を実現する手段として「政治的兵器」たるINFが選ばれたのである。米ソ軍備管理交渉が暗礁に乗り上げるたびに米ソ関係の停頓が口にされ、その打開は常にINF交渉の場に求められたことからINF交渉の米ソ関係において果たしてきた役割を理解することができる。INF交渉は米ソ関係のバロメーターとして重要な位置付けを与えられ、交渉自体が極めて重要との印象を与えることになった。

INF交渉自体のもつ重要性は正當に評価されなければならない。現に詳しく述べた。ここで指摘したいのは、INF交渉は米ソ関係のバロメーターとしての位置付けを与えられているが、米ソ関係の実態そのものを必ずしも正確に反映する性質のものではないということである。一つの例を挙げれば、たとえINF交渉が妥結してもアフガニスタンにソ連軍が駐留しソ連がヴェトナムのカンボディア侵攻を支持し続ける限り、米ソ関係の根本的改善はあり得ず、東西関係の改善にも制約が加わらざるを得ない。東西関係は諸々の要素が複雑に関連しあい影響しあって形成されており、総合的にとらえられるべきであり、一つの要素で全てを代表させることにはそもそも無理があるということである。

#### ② 米欧関係——同盟国政治

欧州においては、安全保障問題の中心として欧州と米国の

改革にとり不可欠な軍事予算に手を付けることを可能にする側面があることも見逃せない。

これまで何度も述べてきたように、ソ連にとりINFに課された軍事的使命は他の兵器システムにより代替可能であり、軍事的に不可欠な兵器ではない。それだけ政治的考慮が優先することになり、米ソ両国の首脳の意向に従い易い。西側にとってみればソ連がINFを取り上げこれを削減する方向で動かすことに基本的に異議はない(NATOの軍事戦略上、大幅削減と全廃との間に本質的相違がある)。そもそもINF問題は、ソ連がSS-20を配備したことにより深刻化した問題だからである。

SS-20を配備して、ソ連はこの兵器が国際政治上、有効に利用できる兵器であることを発見した。同じSS-20の削減、撤廃といってもやり方如何によっては米国と欧州の利益は必ずしも一致せず、アジア・太平洋と米国あるいは西欧との利益が一致しない場合があり得るからである。ソ連にとりINF交渉は最大限、西側の分断に利用し得る道具となった。

これらの全ての意味合いをこめて西側の専門家はINFを「政治的兵器」と呼んでいるのである。

#### (ロ) 米ソ関係とINF

前項においてゴルバチョフ書記長にとり安定的な米ソ関係を構築する国内的必要があることを指摘した。政治家レーガン大統領にとっても、米ソ関係を安定化させ軍縮協定を締結核との結び付きをいかにして確保するかの議論が盛んであることは既に紹介した。と同時に、西側の欧州における通常兵力の不利を米国の核で補う戦略のもつ限界ないし欠点についても常に議論されてきている。しかし現時点で、相互確証破壊戦略に基礎を置く柔軟反応戦略に代わり得る、より確実な安全保障する戦略体系は見いだされていない。見いだされていない以上、既存の戦略に依拠せざるを得ない。

戦略はそのままにしつつ、通常兵力の不均衡を是正し核の役割を軽減すべしとの議論も常に行われてきた。欧州諸国の通常兵力の不均衡は正の努力は恒常的に目標を下回り、全く前進がない時期もあった。その結果、米国に欧州諸国が自助努力を十分に行っていないとの認識が定着し欧州諸国に対する恒常的な不満の源泉にもなっている。かかる不満が時折在欧米軍引き揚げ論として米国内で浮上し、欧州においては米国のユニラテラリズムの現れとして認識され米欧関係が緊張することとなる。

勿論欧州の安全なくして米国の安全はなく、米国の利益のために欧州防衛は不可欠との米国の基本的立場は不変であり、それ故に今日まで現在の体制が続いてきているわけであるが、安全保障問題をめぐり米欧間に常に緊張があることは事実であり、INF問題をめぐる「同盟国政治(アライアンス・ポリティックス)」の重要性を認識する上での背景の一つとしてこの事実があることを忘れてはならない。

七九年、NATOがINFに関する二重決定を行った際、

あわせてNATO内に「特別協議グループ(SCG)」を設置し、同盟国協力を強化する体制を整えた。当初よりINFは、欧州にとり軍事的のみならず政治的にも重要な問題であるとの認識があったからである。INFの欧州導入問題をめぐって欧州の反核・平和運動は勢いを増し、フランスを除く西欧諸国において内政上大きな問題に発展した。ソ連はこの機会を逃すことなく、米国の欧州にINFを配備すれば欧州は核戦争の場となり、欧州の平和は遠のくといったプロバガンダを強めるとともに、米国の配備しないならばソ連は一部削減してもよい(即ち、米国のゼロでソ連が一定数保有する不均衡な状態を続ける)といった提案を行った。米国のINF配備を阻止し、少なくとも配備を遅らせることを狙ったものである。

この戦術が効を奏し米国の核兵器を配備できなければ、八〇年の中性子爆弾の例に続き、ソ連がNATOの核配備を西側の世論を使ってコントロールできることを改めて証明することになる。NATO側も必死で、NATO内の団結維持に全力を尽くし、七九年の二重決定の遂行に努めた。八三年のウィリアムズバーグ・サミットは、このような広い意味での西側の団結が求められているその時機に開催された。中曽根総理も重要な役割を果たし採択された政治声明において、サミット参加国首脳は、INF問題を念頭に置いて、サミット参加国の安全は不可分であり全地球的に取り扱われなければならないとの立場を確認し、米国のINF配備の不退転の決意も確認された。こうして八三年末、米国のINFの第一陣

アジア・太平洋諸国の反応は概して鈍かった。欧州と比較すればアジア・太平洋の戦略環境は複雑であり、SS-20に対する対応も複雑なものにならざるを得なかったからである。我が国は、八一年に米ソ交渉が始まるや大きな関心をもつてその動きを注視してきた。SS-20のアジア部配備は、八六年には約一七〇基に達した。SS-20の我が国安全保障上の意味合いについては既に触れたが、国際政治の観点から言えば、我が国にとりソ連がアジア・太平洋と欧州とを分断する方針を採っていることが問題であった。先ず欧州のみを解決しその後アジア・太平洋について交渉しようとするソ連の方針は、アジア・太平洋にSS-20と同様の米国の核兵器が存在せず、交渉上の梃子が存在しないだけに、SS-20が未来永劫アジア部に居すわることを意味するに等しかった。このことのアジア・太平洋諸国と欧州諸国あるいは米国の政治的関係に如何なる影響を及ぼすかを心配せざるを得ない。

日米欧の間の協議が継続され、INF問題についていくつかの共通の理解が成立した。第一に、SS-20の移動性、五〇〇キロメートルといわれる射程距離といった兵器の特性に照らし、地域的に分断された解決は意味がなく、全地球的に扱われる必要があること、全廃される場合にはグローバルな全廃が最善であること。第二に、ソ連が「政治的兵器」であるSS-20を使って日米欧の分断を図ることは許さないこと、換言すれば日米欧の団結及びそのための協議の緊密化に意を

が欧州に到着し、ソ連は警告通りINF交渉を打ち切った。八五年三月、交渉が再開され、今やグローバル全廃に向かつて前進している。米国のINFを欧州に実際に配備したことがソ連INF撤去の梃子となったとの主張は十分説得力をもつものである。同盟国が団結を維持しながら対応したことの積極的成果である。この間、米国の同盟国との緊密な協力を重視したことは高く評価される。我が国との間でも一段と緊密な協力が継続され、軍備管理問題に関する大統領・国務長官の特別顧問であるラウニー氏は、八六年だけでも五回も訪日し、我が国と協力を進めている。

レイキャヴィク首脳会談において、米国の核兵器の廃絶、より正確には弾道ミサイルの全廃を推進しなかったことが、欧州の軍事・安全保障専門家に衝撃を与えたことについては既に述べた。核兵器の存在が欧州の安全を確保しているとの信念に由来するものである。INFのダブル・ゼロ・オプションを契機に米国の核兵器削減の方向で実際に動き出した今日、欧州として如何にして自国の安全を強化すべきかについて真剣な議論が行われており、新しい動きもでてきている。その一つが西独と仏の軍事協力の一層の強化であり、英国もこの動きを支持している。NATOという大きな枠組みの中で欧州の自助努力が強化され始めている。

### ③アジア・太平洋との関係

八〇年、SS-20のソ連アジア部への配備が始まった。

用いること。ウィリアムズバーグ政治声明において定着した以上の考え方は、その後のサミットの政治声明のバックボーンとなつて今日に至っている。我が国も、日米同盟関係を基礎に、広く自由民主主義の利益を念頭に置きながらINFの問題に対処してきた。かかる立場からソ連に対してSS-20のグローバルな全廃を強く要求してきたところである。

中国にとり、軍事的に言えば、既に大量のソ連の核兵器に取り囲まれていく訳であり、SS-20は追加的な脅威の増大に過ぎないであろう。他方、ソ連がアジア部にSS-20を配備した主な理由が中国の核にあることも専門家の間で常識となっており、中国にとり軍事的脅威を構成することもまた疑問の余地はない。八六年三月、趙紫陽総理は、北京で行った国際平和年に関する演説において軍縮問題に関する中国の立場を包括的に述べた。この演説と相前後してアジアINF問題に対する中国の立場は極めてはっきりとしてきた。米ソのINFは削減、全廃されるべきであり、欧州とアジアの差別待遇は許さない、というものである。

八六年七月、ゴルバチョフ書記長はウラジオストクにおいて長大な演説を行った。このウラジオストク演説は、ゴルバチョフ時代のソ連のアジア・太平洋政策の基本線を定めたと見るべきものであるが、この中で特に注目されたのは対中関係改善への極めて強い意向が表明された点である。ソ連がアジア部のINFを全廃する決定を行った背景に中国に対する配慮があったことは当然予想されるところである。

ミハイル・ゴルバチョフがソ連国民の気分刷新にどれほどの成果を挙げたかはいざ知らず、この党書記長が西側に与えた影響はとてつもなく大きい。西欧の世論調査をみても、ゴルバチョフでソ連外交のイメージが変わった、とするものがふえている。英国の調査だと、「世界平和への脅威」は米国の方が大きいとみるもの三七割で、ソ連の三三割を上回っている。今年春の西ドイツでは「平和のことを真剣に考えている」のは米国大統領よりもソ連政治局のボスだ、とするものが僅かながら多かった。同様の傾向はほ

かの西欧主要諸国にも広がっている。米国の対ソ不信は西欧諸国より根が深い。それなのに、ゴルバチョフは米国民の気持ちを大きくつかむようになった。シカゴの外交関係評議会は、外交政策に関する米国民の考え方について四年毎に調査しているが、昨年の調査によると、ゴルバチョフの人氣が米国と同盟関係にある諸国の指導者より低いのはうなずけるにしても、何とニクソン元大統領とほぼ同じだったのである。コール西独首相のような親米派でさえ、米国民一般から見ると、ゴルバチョフをそんなに大きく

このようにソ連が西側世論を引きつけるのに成功していることは、西側の外交政策担当者にとって、まさしく問題である。これまでソ連の平和攻勢が西側に影響を与えたことはあっても、左翼陣営、それも極左だけのことだった。だから、一般大衆にアピールする面は大きなものでなく、政策に響くまでには至らなかつた。しかしゴルバチョフが西側諸国内の各層にわたって広く支持を獲得できたということは、東西関係に新しい一章を開くものだといってよい。

## 米ソ首脳会談パートⅢ

# ゴルバチョフ路線への建設的挑戦

チャールズ・W・メインズ

フォーリン・ポリシー誌編集長

引き離してはいない。

### ●二派に分かれて

米ソのINF交渉は、我が国のみならず欧州あるいはアジア・太平洋の国々に、米ソ間の核軍縮交渉が各国の安全保障に及ぼす影響の大きさを改めて認識させるものであった。基本的には米ソ間の交渉であると認識されていた戦略核兵器の交渉から、その対象がより射程距離の短い核兵器にまで及ぶに至り、米国の核兵器とそれぞれの地域の安全保障との係わり合いが一層はっきりしたものになってきたためであろう。欧州とアジア・太平洋の戦略環境の違いもますますはっきり認識されるようになり、このような認識に基づき、我が国は主に政治的観点からINF問題に対処することが可能であった。

INF問題は、また、軍事安全保障上の影響あるいは、国際政治上の影響がいかに全地球的広がりを持つかについても教科書的な例を示した。我が国の安全保障が欧州のそれと係わり合っていることを教え、欧州諸国に対してもアジア・太平洋の安全保障の視点が欧州にとっても重要であることを教えるものであった。我々は、アジアの一部からINFが撤去されても必ずしも我が国の安全に資するとは限らず、たとえ、欧州に残ったとしても我が国への潜在的脅威が軽減しないことを学んだ。安全保障のグローバリズムとでも言うべきものを学んだと言えよう。

今や、政治的問題、それも安全保障問題について、我が国が広い視野に立ち、西側自由民主主義国の一員として責任ある行動をとることが、我が国の安全を強化することにもなることが分かった。欧米諸国も我が国と連携を保つことの重要性

を認識しこれらの問題について我が国との協議を緊密化する姿勢をますます強めている。我々としても広い視野に立った安全保障論議をもっともっと深化させていくべきであろう。

INF協定の妥結は、米ソ関係のみならず軍備管理・軍縮全般の展望を開くものである。交渉の進展の速度が速くなればなるほど総合的複眼的アプローチが必要となるし、軍備管理・軍縮の問題を全体としてとらえて相互の調整をはかる手綱とりも重要性を増してくる。と同時に個々の交渉のもつ技術的複雑さにも十分配慮しなければならなくなる。「欠陥条約」ということでその後実施に移されなくなるようなら元も子もないからである。このように我々としては米ソ軍備管理交渉の交渉進展に我が国なりの努力を行うとしても、過度な期待を戒め慎重な態度で今後の交渉の成り行きを見守るべきものであろう。

なお、欧州において、核、通常の全ての兵器システムを包括的にとらえて軍縮交渉を進める必要性が改めて強調されている。軍縮を全体の安全保障強化の手段と位置付ける以上当然のことである。また、ソ連が正にグローバル・パワーとして全地球的な兵力配備をしており、対象となる兵器システムが小型になればなるほど、移動性は高くなる。このようにソ連のより小型の兵器を制限の対象とする軍縮交渉もグローバルにとらえない限り意味をなさないことが分かる。グローバルな視点の欠落した地域的軍縮交渉は、この意味で問題をはらんでいると言えよう。



## SS20問題を考える

(認識と対応)

昭58.1.28  
ソ連課長

ソ連のいわゆる中距離核ミサイルSS20に代表される中距離核ミサイル問題(以下「SS20問題」又は「INF問題」等と略称)は、今年の東西関係、西・西関係の国際政治の中で最も重要な問題である。以下このSS20問題についての認識と対応の問題についてソ連課長としての所見を述べ、御批判を仰ぐこととしたい。

1. 米ソINF交渉をめぐる諸問題を考える場合、我々は、この問題をめぐるソ連のこれまでの巧妙かつ狡猾な立廻りに対しての正しい認識を持つことが絶対に必要である。西側の弱点は、この認識に欠けることであり、また記憶力の弱いことである。

具体的な例としてSS20の展開振りをみよう。ソ連は1977年よりSS20を展開し始めた。そして78年には全ソで100基、80年には全ソで160基と増え続け、今日では全ソで340基となっている。この間ソ連は何と言つて来たか。79年

10月、ブレジネフはそのベルリン演説の中で欧州の東西間には力の均衡があると述べ、また81年2月、ソ連共産党大会で演説し、戦略核にしろ、欧州中距離核にしろ、そのいずれの場合にも東西双方の間にはおよそ均衡が存在していると述べている。これは今日のソ連の立場でもある。前述のようにソ連は一方的にSS20の展開数を増やし続け、西側がそれに対応する手段(それが正にクルーズ・ミサイルであり、パーシングIIである)をとっていないのに、79年にも力の均衡があり、81年にも力の均衡があり、今日でも力の均衡があると言つて来ているのである。これがソ連の論理である。確かに一部のSS20は旧式のSS4、SS5を代替する態様で展開されたのであろうが、SS20は射程も長くなり、精度も向上し、更に弾頭数は一基につき3倍であり、また、移動式という機動力のあることを見逃す訳には行かない。

問題は、ソ連がこのように一方的に100、160、……340と増強して来たものを急に半分にすると言ふれば、それはソ連の「譲歩」なのかということである。もともと不当な要求をしておいてそれを一寸削つて西側に物分りのよい譲歩として売り込む。これはソ連の伝統的作戦であり、西側は何度もこれに引掛けられて来た。西側は、今

再びこの新たな例を作ろうとしているのであろうか。

② ソ連の国連加盟がかつて問題となつた際、スターリンは、ソ連が15の共和国から構成されていることを理由に15の投票権を要求するという不当な要求で西側を悩まし続け、最終的に3票でよいと言つた時、西側はこれをスターリンの「譲歩」として歓迎したことが想起される。

ブレジネフは、昨年3月労組大会で演説し、INF交渉妥結までSS20の展開を中止すると述べ、これは西側でいわゆるモラトリアム宣言として大々的なパブリシティを与えられたが、事實はソ連はそれ以降もSS20の展開を継続しているのである。我々が相手をしているのはこのような国である。

2. 最近、アンドロポフ・フォーゲル会談やグロムイコ外相の西独訪問中の各種発言を通じ、ソ連がINF交渉の結果として欧州方面で削減されるSS20の一部又は全部をシベリアへ再配備する意図を有していることが明らかにされ、その口実の一つとして「日本の新たな基地とのバランスをはかること」(ディ・ヴェルト紙)が挙げられた。これを契機に、我が国でもこのSS20問題は、最近俄然一層の関心を呼ぶこととなった。しかしながら、INF交渉とシベリア・極東への波及問題については今日の如き問題の起きて来ることを兼ねて予想し数年前から主として米側にこの問題を提起して来たというのが事実である。この問題については 後述するが、ここで強調しておきたいのは、我々がソ連側にこれまで要求し、米側にも求めて来たのは、シベリア・極東におけるSS20の全廃であったということである。

我々はこの原点を絶対忘れるべきではない。我が国における昨今のプレス報道振り等は、しわ寄せ的追加配備に論議が集中し、この原点が忘れられがちであることを憂える。追加配備の阻止だけでこと足れりというのであれば我々は前記1.の中で述べたソ連の伝統的作戦に乗せられたということになる。

さて次に、ここで論じておきたいのは、先ず、ソ連側が最近INF交渉との関係で何故「日本問題」を持ち出して来たのかということである。この狙いは一石四鳥といった具合に複雑である。先ず第1に、欧州方面で削減されることとなったSS20を廃棄しなくてもよい口実作りである。第2に、日欧間のババ抜き争いを狙った日欧分断策であり、第3に、日本における「平和勢力」支援であり、日米分断策である。日本の自衛力の整備と日米安保体制の強化がソ連を挑発したのだという議論は正にこの図式に100%あてはまる。第4に、INF交渉がらみでのしわ寄せ問題を日本にぶつけることによりこれまでの配備は当然視させるとの前述の作戦である。

我々としては、上記の如きソ連側の目的、作戦を念頭においてこのSS20問題を処理して行かねばならない。

3. ここで一言触れておきたいのは、ソ連の極東のSS20に

対応するこちら側の抑止力は何かということである。西欧の場合には、正に現在問題となつているクルーズ・ミサイル、パーシングⅡが対応する抑止力であるが、極東において西欧と異なるのは、その地理的状況であり、例えば西独配備のパーシングⅡミサイルはモスクワには到達しないまでも、レニングラードを含む欧露主要部をカバーするが、極東・西太平洋に配備された米中距離核は極東、シベリアの一部をカバーしうるのみである。この辺のところをどのように考えるかの問題は、これまでのところほとんど論議されたことが少なくとも我が国ではない。筆者は、この問題については、ソ連の中距離核が対都市攻撃(カウンター・シティ、カウンター・ヴァリュウ)として使用される限り、これを本当に抑止できるのは米戦略核であり、対兵力攻撃(カウンター・フォース。SS20の目的は主としてこれであるとみられる)として使用される限り、米国の対応する中距離核に依存するという考え方で対処すべきものではないかと考える。ソ連という国は、昨年5月ブレジネフ自身がコムソモール大会演説で公言しているとおおり、対応する力のあるところで初めて軍縮を話し会うという国柄であるから、極東におけるソ連の中距離核削減、全廃問題との関連で、この問題が将来大きな問題として登場する可

能性がある。我々としては、今のうちからこの問題の研究を進めて行く必要がある。

4. 米ソINF交渉は、81年11月末に開始されてから既に1年を越え、米国の新中距離核ミサイルの西欧展開開始時期も今年秋と迫って来ている。これまでのところ本件交渉は何らの進展をみていない。ソ連の全ソSS20、SS4、SS5の全廃(ゼロ)を条件に米国も西欧に新中距離核ミサイルを展開しないといういわゆるゼロ・ゼロ・オプションは、一昨年11月レーガン大統領が自らこれを提案した時は、その提案直後西独を訪問したブレジネフを受身の態勢に迫り込む等絶妙な提案であつたが、その命運は今や微妙である。ゼロ・ゼロ・オプションの一番の欠点は、ソ連がゼロにしない時は米国の新規ミサイルが西欧に必ず配備されるとの確実な保証のないことである。ソ連が既に有している力をこちらは有することになるかも知れない力で切り崩すという交渉ほど難しいものはない。ソ連という国の本質を最も厳しく認識するレーガン政権がかかる提案をしたこと自体歴史の皮肉と言えよう。ソ連からみれば、ソ連はゼロにしなくても、米国をゼロにすることができる可能性が存在すると考える限り、ゼロ・ゼロ・オプションをベースには交渉を絶対に進めない。そして問題は、ソ連は上記の可能

性が大いにありと考えているということである。ここで決定的役割を果たすのが西欧諸国の世論であり、西独議会選挙の帰趨を始めとする西欧政治状況の行方である。筆者には、西独選挙の結果如何にかかわらず全体の流れは米側に分が悪いように見え、従つて憂えざるを得ない。ソ連は、欧州中距離核をソ連側、NATO側それぞれ300にするとの提案や昨年12月のアンドロポフ提案(英仏と同数のミサイルまで削減)等いくつかの削減案をテーブルにのせ、もつとらしく振舞い、これらの提案はそれぞれソ連側に好都合の一方的なものではあるが、西側は、ソ連のこのような「平和攻勢」に対する弱点をまたもや露呈し、このまま行けば、「ソ連はゼロ・ゼロ・オプションを受けてゼロにしないのは怪しからんが、少くともソ連は削減しよう」という提案はしているのに、米側が全然反応しないというのは頑固すぎる。」という批判が強まつて来ることが心配される。ゼロ・ゼロ・オプションが、レーガン政権のこれまでの対ソ外交で与えられて来たイメージとあいまつて、対ソ強硬外交の象徴となり、国際的孤児になる前に何らかの手が打たれるべき時期が来ているものと考えられる。



アンドロポフ政権の「平和攻勢」を前にして、最近の米側は若干守勢に追い込まれてはいないであろうか。一つ一つの「平和攻勢」を前にして小刻みに反応することは止め、一昨年11月のゼロ・オプション演説、昨年5月のユーレカ大学演説の如き逆攻勢を大統領自らかけるタイミングが再び来ているのではなかろうか。大衆民主主義社会をバックに対ソ外交を行う場合には、こちら側もソ連側に対して積極的に攻勢に出ていなければ受け身に立たされ

るといのが決まったパターンである。SS20問題について言えば、「不十分な合意をする位なら合意しない方がましである」との考え方もありうるであろうが、しかし、西欧の現実をみれば、米国がこのような考え方で対処すれば、対米批判が高まり、結局は、「米国はゼロ、ソ連はノン・ゼロ」ということになってしまう可能性は決して低くはないと考えられる。

誤解のないように明確にしておきたいことは、ゼロ・ゼロ・オプションが理想であることは間違いないが、筆者が怖れるのは、そもそもINF交渉の開始のタイミングが結局は米国は西欧から押しつけられる(フォースされた)形で決まったのと同様に、ゼロ・ゼロ・オプションの修正も、西

欧から押しつけられた形で行われるのは最悪であるとい  
うことである。そして筆者の判断ではこのままでは、流れ  
はその方向に向っているとしか思われえないということ  
である。

5. さて、最後に我が国の対応について論じたい。

米ソINF交渉については、我が国は本件交渉の当事者で  
はないという点では西欧諸国と同じであるが、ソ連の中距  
離核に対応する米国の新規ミサイルを受け入れようとし  
ている訳ではない点で英、西独等とは違う。この地域の他  
の諸国(例えば、中国、韓国等)と意見交換をして、共同歩  
調をとりながら対処して行くということにはなっていない  
という点でも日本は西欧諸国とは違う立場にある。これ  
らの相違点は、我が国の対米スタンス、対ソ・スタンスにそ  
れぞれ何がしかの影響を与えよう。この問題との関係で、  
我が国が中国との関係をどう考えるべきなのかについて  
我が政府部内に真剣な議論が行われたという形跡はない。  
一度議論を試みる価値のある問題であると考え。

当面、我が国としても最も重要なのは、米国及び主要西  
欧諸国との関係である。我々としては、勿論、SS20の極東  
からの全廃を目指すべきは明らかであるが、現実的なプロ  
セスとして妥協が行われる場合には、以下が日本側の立場

であるべきで、このことを米欧に訴えて行く必要がある。

第1に、SS20の欧州方面での削減の全部は勿論、一部でも極東にしわ寄せされるべきではないということである。これが我々にとって受け入れられない解決であることは明らかである。同時に、第2の場合として、欧州方面では一定の削減はあつても、極東では全然削減されないという問題である。伝えられる昨年7月のニツェ・クヴィチンスキー非公式妥協案は正にこのケースである。米国はこのような考え方で本件交渉をまとめるべきでなく、西欧諸国もかかる考え方は、北東アジアの安全保障上好ましいことではないのみならず西欧の安全保障上も好ましくないことを理解すべきものである。理由はいくつかあるが、主たるものは2つある。1つは、上記の考え方で妥協が成立した場合は、アジア地域では、米国はアジアの安全保障を犠牲にして(しわ寄せして)対ソ合意することこそしなかつたが、しかしながら、結局西欧は西欧として処理された、矢張りアジアのことは十分には考慮されてはいないのだというパーセプションがアジア地域に広まる可能性である。これは、日米安保体制に対する日本国民の受け止め方にも一定の好ましくない影響を与えるであろう。西側全体の安全保障ということが本当に不可分のものであるならば、こ

のことは西欧諸国に対しても重要な問題提起をする問題ではないであろうか。第2の理由は、極東のSS20が西欧の安全保障に与える脅威の問題である。SS20の射程については、東西の主張の間に差があり、この問題は本件INF交渉の中で必ず一つの大きな問題となるものとみられるが<sup>(註)</sup>、いずれにしても一旦国際緊張が高まった際、極東のSS20を西欧への射程内に移動させることは数時間(航空機で移動)から数日間(トラック等で移動)の問題であつて、この点に目をつぶることは西欧としてもできない筈ということである。この問題をめぐつて、日本と欧州が対立することは既述の如くソ連の作戦にはまることになるので、我が国としてはこれらの問題をめぐつて米国とのみならず、西欧諸国ともきちんとした協議を進めるべき時期に来ていると考えられる。

<sup>(註)</sup> ソ連は大きく分けて、SS20を3地区に展開している。西方地区、中央地区、極東地域である。中央地区とは、ノヴォシビルスク周辺であり、ソ連側主張ではここからでは西独は射程に入らないが西側とはこの点で意見が合わない。ちなみに、中央地区は日本をカバーする。ニッツエ・クヴィチンスキー妥協案は、西方地区、中央地区の両者のSS20問題を処理したものである。

6. 昨年5月、米ソ関係についての所感をペーパーにまとめた際、筆者は、米ソINF交渉について触れ、「この交渉の先行きは決して楽観を許さない。ソ連としては、この交渉に時間をかけて行けばいずれ83年後半の米国の在欧戦域核配備のタイミングが訪れ、その際の西欧側の対応を見極めたいとしているかも知れない。ソ連としては、2つの可能性を考えているかも知れない。1つは、時間がかかるのは米国が真剣に対ソ交渉をしていないとの批判が西欧から出て来る可能性である。2つは、INF交渉を見極めるため83年核配備を延期しようとの声が西欧から起つて来る可能性である。更には、現在西欧向け200基とされるSS20のうちソ連が例えば100基の削減に応じるなら西欧に戦域核を配備しなくてもよいのではないか、いずれにしても米艦船上の戦域核に依存しよう等の声が出て来る可能性も否定はできない、ソ連にとってこれ程有利な交渉はない。米国からみれば、交渉の本当の相手はソ連ではなく、西欧の世論である。米国もソ連も自分の肩越しに西欧の顔色をみながら向き合っている。」と書いた。上記の点については今も全く同じ感慨を持たざるを得ない。

キッシンジャーは、メモワール(ホワイトハウス・イヤーズ)の中で、「ソ連外交の息の長さ、執拗さは、雫の一滴

一滴で石に穴をあけるようなもので、落ち着きのない民主主義社会は遅かれ早かれ抵抗する意欲をなくしてしまう」と述べて、いかにまやかしのものであつても、繰り返えされるソ連の平和攻勢に対する大衆民主主義社会の落ち着きのなさを慨嘆し、米国の著名なソ連外交史の大家であるハーバード大学のウラムも、その著書(「膨脹と共存」)の中で、キッシンジャーと同じく、民主主義体制のソ連に対する「注意と集中力のなさ」を指摘し、ソ連が時間を食うばかりでさつぱり成果の上らない交渉を続けて行けば、西側の国民はうんざりした気持になり、これに民主主義国としての弱味も加わつて、勝手にしろとばかり問題から手を引いてしまうと言つてため息をついているのである。

後世の史家から、現在のSS20問題に対する我々西側諸国民の態度が、このようなもう一つの例として引用されないようにしたいものである。

欧ソ極秘第 32 号

極 秘  
無 期 限  
第 〇 〇 〇 号  
YYYYYY

資料③

008912 号

※昭和 年 月 日 時 分 受 付 19:47 暗 略

電 信 案

(回覧番号)

電信課長

大臣 秘書官  
政務次官  
事務次官  
外務審議官  
外務審議官  
官房長

主管 歐亞局長  
審議官  
ソヴィエト連邦課長  
首席事務官

※ 発電係  
起案 昭和 年 月 日  
58 2 1  
起案者 高 茂  
電話番号 2826

(※印刷内は電信課記入)

協議先

② 軍縮課長 ① 安全保障課長

在 夫 大使 外務大臣 発  
総領事

件名 85-20 極秘務取内題 73 小 秀 在 場 (ソ 187-9 2 明)

主管・文書記号 第 813 号 大至急 至急 普通 優先処理

貴電 1014 子 1: 閣下、  
本件は内務省の関与  
12/25日、トワリスニ駐米ソ連大使に 在 場 已

貴電より表明したるに、トワリスニ

駐米ソ連大使より「日本がソ連に

対し、19 年 10 月 1 日 7 時 20 分 頃 米 通 信

(昭和五二・七・六 改正)

伝電 在 大使 総領事 伝報 166 号 大至急 至急 (優先処理) 普通

に表明されたことについては、旨の  
 発着が保証され、また (冒頭費電 1. (4) 及び  
 (5) 参照) 、かかることについては、  
 また 1月25日の付の申し入れの他、<sup>（結果的）</sup> 下記  
 の通り、ソ連に好し程に返し、本邦  
 には関与するものも直接表明  
 した。何等の保証もなし。  
~~ソ連は、ソ連に好し程に返し、本邦  
 には関与するものも直接表明した。~~  
~~何等の保証もなし。~~

記

1. 才2回日ソ事務レベル協議

(昭和57年1月、場所：モスクワ)

ソ連は米國と、中きよ離核兵器交渉を現在も、今後行う訳であるが、  
 日本としては、ソ連が言うように欧州だけの問題としてではなく、SS-20  
は極東にも配備されているので、ソ連全地域におけるSS-20に代表  
される中きよ離核兵器の削減に努力してもらいたいと思う。



3

外務次官

(柳谷外務省よりソ連外務省へ送る。)

2. 国連軍縮特使に就くロシア連邦

招待 (昭和三十七年五月、場所：東京)

「SS-20等のソ連極東部への配備はアジアの安全保障に対する懸念を高めている。18日、ブレジネフ書記長は、コムソモール大会開会式演説において右地域の核兵器は本件交渉と別問題であると述べている。しかし、我が国としてはSS-20は長距離の射程をもつ移動式のミサイルであるという特性から、その配置場所の如何を問わず欧州アジアのいずれの安全保障にも大きな係わりを有していることに鑑み、また核軍縮を進めるとの観点から、貴国がソ連全土において右核兵器を廃棄し、これに対応して米国が欧州へのパーシングII及びGLCMの配備計画を撤回することがグローバルな安全保障を高め、核軍縮に向つて前進する所以であると信じており貴国のその方向での努力を求める。」

(ソ連外務省よりワシントンへ送る。)

外務省 国際課 課長 宛て送る。

1. 加藤 欧亜局長 . 10月10日

ソ連大使 ~~へ~~ 公使

(昭和52年6月 23所: 東京)

このことに関連で一点述べたいのは、貴国のSS-20に代表される戦域核の極東配備についてであるが、北支領土にかけ軍備構築と~~ともに~~これが我が国国民に大きな不安を与えている。先般の日ソ外相会談においても櫻内大臣より要請したところであるが、極東を含むソ連全域においてSS-20に代表される戦域核の削減、撤廃を求めたい。

（加藤局長の発言）

INF交渉自体に内には

（ちなみに：昭和52年6月9日国連年輪特別協定、

及び10月9日国連通常協定に~~対して~~昭和52年10月10日ソ外相

公使に於て、櫻内前大臣より~~INF交渉に~~

関し、米ソの年々バランスが出来るに付、

と云ふ均衡が是を要する旨発言せられた

（昭和52年）

※ 総第

号

昭和 年 月 日 時 分 受 付

暗 略

大 臣 秘書官  
(限 配 送)

電 信 案

(回覧番号) 大 臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主管 欧亞局長 審 議 官 ソヴィエト連邦課長 首席事務官	※ 1 2 発電係 起案 昭和 58年 4月 4日 起案者 宮本 電話番号 2620
--	--	---

協議先

了 北米局長 国際連合局長  
 了 安全保障課長 軍縮課長

在 高島 大使 外務大臣 発  
 件名 総領事 へて

責任・4-5-17 会談

主管・文書記号 ※

次長局長 第 号

(PB送付)

貴 官 才 12 27 27 10 閣下

大至急 至急  
 普通 (優先処理)

4日以内実現が予想されている責任と4-5-17  
 首相との会談において、日ソ間懸念をめぐり諸問題  
 について、基本的な責  
 任と一任が、中距離核ミサイルの問題について

転電 在

大使 総領事 へて

※転電番号 第 号

(※印欄内は電信課記入)

本日3時の大臣秘書官へ

第 (昭和五二・七六 改正)

この問題をどうにか場合とり

2日9プロムに発言もあり、ソ連との関係と

のことで日米交渉と誤解を生じしめる恐れがあるの

行が、国内的にも同様の問題を惹起する恐れは

このこと。貴使と「4」首相との合談の場合にこの

北朝鮮側と見料される。ソ連、右合談とあり

以下(考)を以て 22日ありたい。

1. わが国は、従来例「ソ連の SS-20 を代表される

戦域接の極東配備とついで、わが国国民と大さな

不安を与えており、極東を含むソ連領域において SS-

20 を代表される戦域接の ~~撤去~~ 撤去を求め

る立場を内外に明らかにし、その (考) 首裁にありてはソ連例に準じ入れたい

子わが国の反常な存在中に入れたい方が、5次プロムに

発言 ~~は~~ として遺憾であり、わが国の考を

2. 明瞭な立場をとり

再度明確にソ連に伝えておく

3. 先般のレーベン大統領の INF 交渉と関係新

投資の例を以て言は、従来からの通商主  
張のくり返しであり、米側が歩み寄りの姿勢を示して  
よければ尚ほ 何らの建設的提案

を言わねばならぬと口を執念であり、INF交渉に  
例を以ての真剣の対応を望む。 ~~米側が歩み寄りを示さ~~  
~~なければならぬ。~~

3. 極東に於ける 55-20 の取扱に付て、后次グロム  
の発言 既成のものを削減する用意がないものから、  
后次達成後 <sup>欧州側</sup> 55-20 の一部を <sup>米側</sup> 極東に移転せしむる権

利がある旨述べ、その根拠として <sup>(91)</sup> ~~米側~~ 核基地を考  
核基地化しているかの如きこと <sup>が認められ</sup> 挙げ、  
又 <sup>48に述べ</sup> 米側は非核三原則を堅持しており、

~~核基地~~ <sup>ソ連側の上記のよう</sup>  
核基地 ~~が~~ 存在するとの主張は

何らの根拠もなく、 <sup>このおぼろげ</sup> 何らの根拠もない理由に基き  
る 55-20 の極東配置を正当化する試みは全く

同様にあり。

本件9.20の工急告及び...  
反応の...2は...1西日本郵政は...  
を...と...又.

( 4 日、 4 日、 参院予算委員会

に...? ... (社) の

11月 16日 に ... 総理及び大臣より

「...」にかいて

4日 に ... 巨大な核基地

存在に ... 関し、

「...」の ...

「...」

「...」

「...」 ... 「...」

強...調子の

答弁... 右委員

答... )

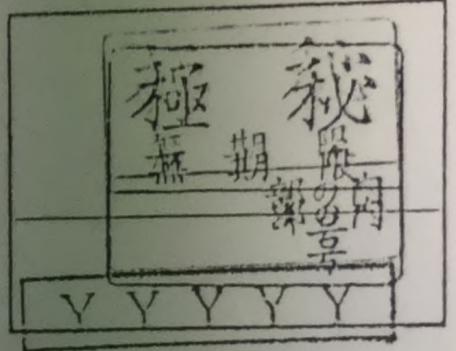
(3.)

※ 総第

008226-009号

※昭和 58年 2月 1日 20時 23分 受付

略



(回覧番号)

電 信 案

(※印欄内は電信課記入)

大臣 <del>政務次官</del> 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	秘書官	主管 北米局長 参事官 北米沙一課長	※ 発電係 起案 昭和 58年 2月 / 日 起案者 電話番号 西谷(林) 2499
	協議先 欧亜局長 ソviet 渡邦課長	女宝床俣課長 スミ 軍縮課長 スミ	

協議先

欧亜局長

ソviet 渡邦課長

女宝床俣課長 スミ

軍縮課長 スミ

在

米

大使 総領事

あて

外務大臣

務

件名

シエルの長官訪日 (米日外相会談)

主管・文書記録

北米

第 764 号 Q427A

大至急

普通

至急

(優先処理)

往電 米 760 号 別電 4 (INF交渉)

1. INF (中距離核戦力) 削減交渉につき、

本大臣より次の通り述べた。

軍縮



転送 在 転報	白、川、大、便 英、仏、西、独、中、韓	大使 総領事 あて 大至急	※ 転電番号 第 1511 号 至急 (優先処理) 普通
------------	------------------------	------------------	------------------------------------

(昭和五二・七・六 改正)

(1) 本件については、総理あるいは防衛庁長官と話し合われたと思うが、INF交渉については、深刻な気持ちで注目している。

(2) これは米ソ間の交渉であるが、欧州及び極東の安全保障に大きな影響を与えるものであり、総理との会談において、貴長官が世界全体の(global)立場を考慮して行く旨述べられたことを力強く思っている。

(3) 我が国は、ゼロ・オプションを心から支持している。中距離ミサイルの削減につき、真に公正なものはゼロ・オプション以外にない。しかし、このゼロ・オプションが達成できるか否かはソ連の出方もあるし、又、ソ連に対する別途の提案もある。ソ連においても、ゼロ・オプション



ションではなく、より中間的な観点から考慮すべきだとの意見もありやに聞いている。

(4) 自分(本大臣)は、アンドロポフ書記長がフォーゲル西独社民党首班候補に伝えた、欧州のSS-20を削減し極東に向けるとの話、あるいは、グロムコ外相が西独で伝えたことされる。SS-20をウラル以東の極東に向けるこの話は、論外であると考える。交渉を世界全体の立場で成功させる為には、欧州で削減が行われた分を極東に移動させる、あるいは、欧州で削減が行われても極東のミサイルは手つかずということでは、真の中距離ミサイル削減にはならない、中間的な案を取らざるを得ない場合でも、世界全体の立場で削

減すべきであるとの<sup>考する次第であり</sup>以上の点<sup>は</sup>に対し、貴長官の  
配慮を得たい。

ス、ニホに対して、シエルフ長官<sup>は</sup>以下の通り述  
べた。

(1) 本件に関する日本の見解を理解した。削  
減に際しては、グローバルな観点から全体的  
レベルの削減をはかりたい。SS-20を移動  
させるの案については、極東から見ても欧州  
から見ても受け入れられない。ミサイルは、  
一旦移動させても再びもとに戻しうるものであ  
り、廃棄 (destroy) さなければ、問題にな  
らない。

(2) フォーゲル氏のモスクワ訪問については、アントロ  
ポフ書記長が述べたところの記録を詳細に

検討してみると、<sup>同人が</sup> ~~彼は~~ SS-20 に言及しているの  
 が、あるいは、より旧式の SS-4 又は SS-5  
 に言及しているのか明確ではない。いずれにせ  
 よ、これは話として出されたものであり、交渉の場  
 における提案ではないので、<sup>GCC 4</sup> 米国によるパーシ  
 グ II あるいは ~~\_\_\_\_\_~~  
 の配備を妨げるための宣伝工作にすぎないと思  
 っている。

(3) ブッシュ副大統領は、欧州時間で今夜(31日  
 夜) ベルリンで演説することになっており、その中にお  
 いては INF についても言及されることになる。

(4) 戦略核兵器及び通常兵器の削減に関する交渉は  
 ウィーンで行われており、~~\_\_\_\_\_~~

~~\_\_\_\_\_~~ マドリッドで

~~ソ連の核戦力~~ <sup>また</sup> INF、START I に関連し、信  
頼醸造措置 (CBM) の一環として、発射実験の  
事前通告 についても話し合っている。もし、ソ連  
が言葉通りの意図を持っているのであれば、そ  
れを具体的な提案として提示する場合は、このよ  
うにたくさんある。

3. 二つに対して、本大臣より 次の通り述べた。

(1) 中距離核戦力について 全世界的な観点  
から考えるとの点は、日本国民に安心感を与  
えるものである。

(2) ソ連は、日本の国内世論の分断をはかろう  
と、成功裡に終わった日米首脳会談について  
も、日米韓の軍事同盟であるとか、あるいは、  
総理の不沈空母発言についても、軍国主義化

への道であると批判している。更に、F16の三  
次配備についても、ソ連は、中国に対抗するため  
にミサイルを極東に配備するといった本末転  
倒の議論を行っている。中国は、すべて日米分断  
に向けての世論操作であると考える。

(3) かかる中で、米国の以上のような考え方を、国  
会に対してもきちんと説明しよう、米国の情報  
は早急に知らせてもらいたい。

4.(1) シュルツ長官より、軍備管理交渉について、  
日本側が何等かのコメントを行いたいと考える時  
は、いつでもそうしていただきたい。交渉の過程  
で生ずる進展については、逐一情報を提供し  
たい。又、本日関係大臣と会談した際、広く本件  
に関心を表したこともあり、交渉の現状につき

体系的に説明を行いたい旨述べた。

(2) ニハに対し、<sup>（注）</sup>本大臣より、本件については国民  
~~も~~も非常に注目しているので、組織的に適宜  
 かつ遅れることなく知らせていただきたい。ソ連  
 は、恫喝等あらゆる秘術をつくして世論工作を  
 行っており、我々政府としても、自信をもって対応  
 していくために、情報提供は是非とも必要で  
 ある旨述べた。

(3) シェルフ長官<sup>（注）</sup>同行のハウ政治軍事局長は、  
 本件交渉に関する関係者間調整グループを統  
 轄しており、大統領に提供する報告書を起  
 案する立場にあるので、交渉のあらゆる側面につ  
 き熟知しており、~~交渉の進行に~~

~~交渉の進行に~~ 貴大臣の指名される適当な人物に対して

詳細にブリーフを行いたい。その際、議会  
及び世論に対して提供している公表資<sup>(料)</sup>及びこ  
れら以外の不公表資料も明確にし、大統領が  
達成を意図しているところを明らかにしたい旨  
述べた。

~~英、仏、西独、中、日~~ <sup>軍縮</sup> ~~時代~~、自<sup>(ソ連、韓国)</sup>に転電した。

英、仏、西独、中、日

(了)

資料⑥

機密表示 (極秘・秘の朱印)  
極秘  
期限の内  
号

符号表示  
暗 略 平

※ 総第 号  
※ 昭和 年 月 日 時 分 受 付

電 信 案

(分類)

(回覧番号)

電信課長

大 臣  
政 務 次 官  
事 務 次 官  
外 務 審 議 官  
外 務 審 議 官  
官 房 長

主管

北米局長  
審 議 官  
安全保障課長

※

発電係

起案 昭和 28 年 2 月 4 日

起案者

電話番号

辰取 2478

(※印欄内は電信課記入)

協議先

ソウエイト連邦課長  
軍縮課長

軍縮課長

参事官

在 米, 中国, ソ連  
西独, 英, 仏, 伊

大使 外務大臣 発  
あて 総領事

件名

INF問題

主管・文書記号

※

北米保

第

号 Q44GB

大至急

普通

至急

(優先処理)

1月28日, シェルツ 米國務長官に同行した  
シェルツ 國務次官補, ハウ 國務省 政治軍事  
局長等と 当方関係者から INF問題について  
自由な意見交換を行なった。その模様次のとおり。

在 中国, ソ連 参事官  
→ 西独, 英, 仏, 伊 軍縮課長  
大使 外務大臣 発  
あて 総領事  
※ 転電番号  
第 号  
大至急 至急 (優先処理) 普通

(昭和五〇・六・一 改正)



~~当~~  
 加藤 昭 局長, 山下 北米局長, 遠藤 国連局長  
 都甲 条約局長, 丹波 ソ連課長, 加藤 北米課長,  
 高野 国軍 ~~長~~ (他 配布)

1. 冒頭, ハウ 政治軍事局長より START交渉及び INF  
 交渉の現状についての説明が行われたこと, ~~知~~  
 各方の注目を引きつけたこと。

(1) 米国の意味のある交渉についての ~~真~~ 真剣にこころ組む  
 べ(努力しているが), ソ連は単に政治的目標を達成し  
 たいにむかう, <sup>現時点に於いて</sup> 交渉自体についての真剣ではない可能性  
 がある。ソ連は, 基本的に非常な国々の立場を堅持  
 (2万), 3月6日の西独の総選挙, ~~及~~ <sup>及</sup>  
 夏に向か <sup>本問題への</sup> 欧州における政治的混乱が高度  
 にと希望(2万), ~~米~~ <sup>米</sup> 国が実際に パーシング <sup>及</sup> 及  
 GLCMの配備の成功(ない限り)は, ~~米~~ 交渉への  
 関 <sup>関</sup> 心を取りくまないであろう (play only games)

START交渉の場合とは異なる) INF交渉は、先々の米国の  
 有ったこの二つの配属と... 現在、... 日

何年かというのを、ソ連は十分知っており、我々が

INFと配備できることを物理的に証明し得るまでは

ソ連は真剣な交渉は他に何もないと考えるであろう。また、

ソ連は、今後米・欧への配属(に付き)工作 持ち出す見込みと

行いであろう) ~~XX~~

~~XX~~

② 現在 極東への ~~基~~ 99の SS-20 の配備は、

いるが、ソ連は 国防長官が 総理大臣に 安倍大臣に

述べたとおり、米国の欧州の問題をアジアに輸出

するとの考え、米の立場というものはあくまでもグローバル

な削減 ~~不明瞭な...~~ である。INF交渉のソ連代表が4ヶ国を

極東への削減について話し合(合)用表がある

字面と表に ~~あり、...~~ ~~XX~~

また、ソ連は、欧州に ~~9~~ 削減が実現した場合、

2000年、米国の... 欧州で... 配備... 削減... 交渉... 米... 欧... 削減... 実現... 場合...

その

金と関係があることではないが、よほど実際の  
立場は不明瞭。

(1)に同じことより次の通り述べて。

2.

[Redacted]

SS-20の削減は約10%から、極東向けに  
配分されていること自体は重大であり、SS-20の削減は

欧州において削減工程にSS-20から極東へ

追加的に配分工程がとられることにより、  
極東への追加的配分は行われること。

また、極東において全く削減が行われず、  
欧州において削減が行われることにより、  
削減が行われることにより、解決に困難。

我々国としてこの立場より、ゼロ・ゼロ対応を支持する。

(~~削減~~、欧州において削減が実現した場合に極東を

削減する方が不利であることより、極東については

シリーズを設ける場合も日本としてこの問題があることには

注意すべき  
この点の向いに対し) 世論に対する効果と [Redacted]

観点からして、シリーズが設けられたとしても、  
その削減が高まることにより、我々国にとり

困難な問題があることより、我々国にとり

困難な問題があることより、我々国にとり

極東を  
支え  
たい  
こと  
に  
関  
心  
は  
あ  
る  
。

ワオルフライツ

これに対し、ワオルフライツは次述のとおり述べている。

(2) ~~ワオルフライツ~~ 世論への言及が、現時点で我々は、  
700億ドルに對しての対外債は多く、世論の支持獲得

たにも難い。米国のINF配備についての世論の支持  
があること、はじめてソ連と~~は~~ 真剣に交渉を行わねば

ならない。かかる意味で世論の支持を得ることは非常に  
(この米国の状況は、一時的に悪化しているが、印を付した

部分で、そのための交渉に必要フレキシビリティが必要  
前記は

対外にワレカ - 大統領の欧州諸国民に対する

姿勢を~~示すこと~~を~~示す~~。本音は、基本的に  
交渉姿勢~~は~~ 決してフレキシブルではない。

なり。ゼロオプションと問題の争点である。1981、ソ連の  
ソ連の

これらの論提等は基本的に全て同一内容であり、

この相互に、米国の欧州へのINF配備の阻止に  
ある。

これは、米国の平和政策の方向を示していること



3. ④ ⑤ ⑥ 次のことについて。

我が国が注意したところからいって、

スウェーデン

ソ連のクワテリウムである。ソ連は ~~SS 200~~ の

配備を増加させている ~~SS 200~~、その間、1979年10月、

の増強

1981年2月 ~~等~~、~~増強~~、東面向け

力の

(~~増強~~、その後のソ連の増強は、SS 200 増強工事を

均衡があると述べており、現時点において ~~増強~~

増強の傾向を指摘している。その上で、~~増強~~の傾向を指摘して

いる。ソ連は ~~増強~~ の ~~増強~~ SS 200 増強を

北東部、INF 交流は ~~増強~~、ソ連自身は ~~増強~~ が増強

あるが、米国の同じ ~~増強~~ 印象を呼び出して ~~増強~~、~~増強~~

このソ連のクワテリウムがある程度成功しているように思われる。

本問題は <sup>VF</sup> 現在の perception の間、とつながっている

と、米側としては、米側が本件交渉にかいて

前回の姿勢を保持しているとの印象を与えるべく ~~増強~~ の

手打ちの時期が ~~増強~~ している。

また、我が国との関係にかいては、むしろ我が国に

対して、アジアに対する <sup>十分</sup> 配慮は、欧州の安全保障上の

の安全不安と云々言わないでもアジア

△又、極車のSS20は短時間之に西政に射柱内へ了  
地境に移動するにありあるにても是れは、この内は  
正に西政に射柱にありあるにありあり。

播磨の橋より此の感情が生まれる場合に、

我が国に於ける本國 <sup>の対して</sup> 信頼 <sup>感</sup> は <sup>低下</sup> した、日本軍隊

特別に其影響を及ぼすに於ける。 △—△

なお、最近の <sup>新聞</sup> プレパト <sup>の</sup> 記事

発言等、ソ連等我が国に於ける世論上下に

強めの <sup>あり</sup> 現時点に於いてソ連が「世論」の

「日本側」を出して来たかを分析する必要がある。

その理由を以て、<sup>①</sup> 欧州方面に削減されるSS20

を廃棄（<sup>②</sup> 口実作り）、<sup>③</sup> 日、欧分断し、  
日本分断 <sup>（<sup>④</sup> 日本分断 <sup>）</sup> であるにあり。</sup>

①) 日本に於ける「平和努力」支援し、更に

②) 拒絶へ追加的に配備したSS20 <sup>に</sup> 一般の

目を向けせよ、既に配備した  
<sup>（taken for granted）</sup>

SS-20は既定事実にあるにありと考へられる。

<sup>（<sup>⑤</sup> 次官通告）</sup>  
「ラマ、

最近の中ソ関係に鑑み、ソ連としては、SS-20

の極東への追加的配備 **■** に当たって、中国の <sup>が</sup>

脅威を理由としてあがることができないため、

日本もこの理由付けに **■** を利用している可能性がある

ある点も前と吾国の理由として指摘できる

ありう旨付け **■** 1点。

4. →

**■** (極東に於けるソ連のSS-20削減に **■** 対して <sub>バーゲ=ソ...</sub>)

米国の如何なる交渉上の4770を有しているか **■**)

**■** 米国の極東に

対してSS-20 <sup>対</sup> **■** 2324の保有に

対して **■**、米国の交渉 <sup>力</sup> は、基本的に

西側諸国の団結に依存している。また、SS-20

の削減に鑑み、本件 <sup>INF</sup> 交渉に当たってはグローバル

に於ける交渉もあること、欧州に於けるバーゲ=ソグ・4770は

同時にまた、拒絶しなされる パーティニリ、42%、<sup>2</sup>がある  
が、SS-20に対する抑止力として、

[Redacted] 半国の  
及び緊密な同盟関係が抑止力としてなっている。  
戦略核 [Redacted]

2) (欧州諸国は [Redacted] 欧州) にならざる

SS-20 の削減が若干でも実現すれば前途は

好ましく、<sup>2</sup>交渉の可能性があるのではないかと [Redacted]

[Redacted] 現在のところ、

英、西独、伊は基本的に同一の立場を堅持

している。また、アメリカ政府の提案に反対している。

3) (中国は [Redacted] INF 問題に7112分5分の  
関心を示している) (提案しなされる)

これらによると、中国側より [Redacted] 本問題についての

協議の意向は示している。今回の22日

国務長官の訪中を経て、軍縮を含む東西関係は



協議していることについて



いえるが、個別の問題は

議題外のものではない。

4) (ソ連は中国の核能力を深刻に警戒する

いえると思われる)

中国の核能力は依然として大増強の方向にあるが、

● 次第に改善も行われつつあり、特に中国の

核能力の対空<sup>中</sup>攻撃能力は増進、ソ連と中国

からの懸念を有している(ある)。

ソ連の懸念を軽減する

5) (本件INF交渉は欧州の戦域の対空

と中国の方向性がある。グローバルな場合でも

地域の場合もある。特に、本件交渉は地上発射の

INFの対空と中国、海上発射のINF

対空と中国の方向性がある。本件交渉は本年末以降

継続し得る方向性がある。本件交渉の結果は11月の局面(状況)

本件交渉は、アジア地域を対象のグローバルな

削減を対象とし得るものである。対象は地上

(水上対象)

発射のINFである。水中発射のものについては

その行動可能性<sup>の</sup>故に、交渉における取扱いに

ある。

困難。本件交渉についてはタイドリーラインを、本件

■未以降も継続し得るものである、■本件

交渉の足通しについては言えない。

6) (欧州は ■ INFの配備を決定し、日本は

非核三原則を堅持しているが、このように日本は

他の国に比べても、このように映るか)。

その間の国々との関係、互感情があること

十分理解すべき。例えば、西側の論理と... かつ、

COUPLING

米国の戦略核への ~~カウリング~~ の確保と...)

COUPLING

... かつ、カウリングは確保している

西独、欧州 <sup>米国の</sup> INF の配分をめぐり、

~~米国の INF の配分をめぐり、~~ 抑止力の  
より高さを示している。  
[Redacted]

(7) [Redacted] (本件 INF 交渉の検証 <sup>措置</sup> [Redacted] についての  
考え方を) )

米国の検証措置について詳細に検討を行い、  
本件交渉の [Redacted] 協定の <sup>●</sup> の附属書として [Redacted] 検証措置  
を提案したいと示している。 [Redacted]

[Redacted]

検証に当たっては、在在し検証の他、セミナーに  
よる検証も必要である。

5. 最後に、日米両国間で本問題に  
ついでの日米間の <sup>連</sup> 結の緊密化に <sup>の必要性</sup> ついで  
確認が行われ、協議された。

~~中国に~~

~~米~~ ~~通~~ ~~中~~ ~~国~~、西地、員、任、同 報

に電報し、  
~~米~~ ~~通~~ ~~中~~ ~~国~~、西地、員、任、同 報に電報した。

3)

極 秘

無 期 限

第 9 部 の 内  
号

Y Y Y Y Y

資料⑦

※ 総第 021597-008号

※ 昭和 年 月 日 時 分 受 付

58 3-17 11:20

略

電 信 案

(回覧番号)

電信課長

大 臣 秘書官  
政務次官  
事務次官  
外務審議官  
外務審議官  
官 房 長 国

主管 国際連合同長

参 事 官

参 事 官

軍 縮 課 長

首席事務官

※

発電係

起案 昭和 58年 3月 7日

起案者

電話番号

山本

3051

(※印欄内は電信課記入)

協議先

総務課長

企画課長

中国課長

田中事務官御了承

西欧第一課長

西欧第二課長

ソウイェト連邦課長

北米第一課長

安全保障課長

在 米 他 英 仏 伊 白 蘭

大 使 総領事

あて

外務大臣 発

件名

INF交渉に関する我が国の立場 (訓令)

主管・文書記号

国郵長

※

后第 3791 号 緊急配布

大至急

普通

至急

(優先処理)

(限定配布)

1. ~~一般の西独総選挙の結果を踏まえ~~

INF交渉に関する当面の我が国の基本的

立場を下記2.のとおり ~~責任~~ 責任国

(今後機会あるごとに)

政府に対し申し入れありたく、その際の

送在

軍縮課

ソ連

大 使 総領事

あて

※ 転電番号

第

55

号

大至急

至急 (優先処理) 普通

(昭和五二・七・六 改正)

先方の反応ぶりにつき回電ありたい。

2. (1) 我が国は、INF交渉に由り、米国の「ゼロ・オプション」提案が世界的な観点に立ちつつ、我が国を含むアジアの安全保障を最大限考慮に入れたものでありとの考えから、従来からこれを支持してきてゐる。我が国としては右考え方に加え、西側が一致して米側の立場を支持していくことが対ソ交渉上最も重要であるとの観点から、引き続き「ゼロ・オプション」を支持していく考えである。

(2) しかしながら、欧・米においては、すでに「ゼロ・オプション」を長期的目標としつつも取り敢えず何らかの中間的合意を図る」という意見も公けに出されてあり、

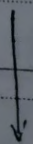
今後、何らかの中間的解決の模索は  
 可能性は否定し得ない。これについては  
 我が国としては、(イ) 本件交渉がアジアの  
 犠牲の上に解決が図られるということ  
 は受け入れられず、従って交渉の結果、  
 SS-20 が欧州から極東へ移転される  
 ような解決は論外であるとの立場で  
 ある。(ロ) さらに、極東移転を含みない  
 解決の場合も、ヨーロッパとの対比に  
 対してアジアの安全保障に対し適切な  
 配慮がなされているかが重要で  
 あり、この観点からその具体的内容  
 に照して可否を判断すべきであると  
 考える。(ハ) 極東における現状凍結の  
 方向で中間的解決 ~~が~~ <sup>を</sup> ~~図~~ <sup>に</sup> ~~す~~ <sup>て</sup> ~~は~~ <sup>る</sup> 交渉

予にとし上記(ロ)の考慮から望ましくない  
との立場である。

(3) このような我が国の立場は次の点  
からみても当然のことであると見て指摘  
したい。

(イ) 現在の東西の政治的・軍事的バランス  
は結局日・米・欧が全体としてソ連と  
対抗予にとよって始めて最も有効に  
対処し得るものであり、特に核については  
日・欧の一部のみのバランスを考慮  
予にとは西側全体の安全保障から見て  
適切な対応ではない。

(ロ) アジアの問題に考慮が払われなかった





とされるような形で INF交渉の解決が  
図られる場合は特に米国との関係に  
おいて日米安保体制のフレキシビリティ  
の問題など深刻な影響が生じうる。

(1) 米国にとっては極東における SS-20  
の増大は アジア・太平洋地域の米国との  
軍事バランスに大きな影響を与え得る  
ものであることは明白、アラスカ等米国  
本土への直接の脅威となり得るもので

ある。(但し、本項は西欧諸国に対する<sup>主張</sup>制限には<sup>適当</sup>である。西欧諸国への説明の際には省略して差<sup>え</sup>す。

(2) SS-20については その移動性、  
飛距離等から見て、ソ連のアジア地域  
にしか配備されたとしては我が国のみ  
ならず西欧諸国の安全保障に無関係  
であり得ない。

~~我が国は、~~ ~~長期的目標として~~

~~中期的目標として~~

~~取組むべき何らかの中期的合意を図る~~

~~という意見を公表したところ~~  
(本項量便御含みます)

3. 上記のような我が国の主張にもかかわらず、結局米ソ間には我が国の現在の立場を反映させない方向で話し合いが進展を見られ可能性と否定し得ない。かかる場合には、その具体的な内容を検討した上でその時点で我が国として適切な対応を決定するものとするが、この場合の諸点を考慮するものとする。(現時点で交渉の結果を想定してこれ以上具体的な対応を決定することは困難である。)



ソヴィエト連邦課長

極 秘
無 期 限
15 部の内 8 号

# 決 裁 書

大臣 秘書官 <del>政務次官</del> <del>事務次官</del> 外務審議官 <del>外務審議官</del> <del>官房長</del>	主 管	保 存 期 間	
	国際連合局長 参事官 参事官 軍縮課長 首席事務官	1類 2類 3類 4類 (永久) (10年) (5年) (1年)	起案 昭和 58 年 5 月 25 日 決裁 昭和 年 月 日 起案者 電話番号 高橋 2350

協議先

企画課長了  
コメントあり

北米局長了  
山下  
安全保障課長了

欧亜局長了  
コメントあり

ソヴィエト連邦課長了  
コメントあり

下記の件に関し決裁を求めます。(関係文書別添)

件 名

サミットにおける INF 討議  
 (女同ステートメント)

本官のコメント。別紙のコメントを合意し、その表現については西文指図より異論のあり得べく、討議の結果をこの表に示す。この表現を主眼とする可い。不備の点は、整理の判断を要する。

極 秘

無 期 限

15 部の内

8 号

サミットにおける INF 討議

(共同ステートメント)

1. INF 尚題に関するサミット参加国による  
共同ステートメントの作成については、参加国

の賛同が得られず、今回は作成しないう旨米  
側より連絡があった。しかしながら、首脳会

談の進展ぶり如何では何らかの文書を作成  
(プレス・ガイダンス等) するとの考えが復活可

る可能性は排除しないうと云う、その際わか  
り国として挿入を要求すべき内容を以下の討

知方針に基づき別紙のとおり準備してお  
くこととしていた。

~~2. 討知方針~~

~~(1) INF 交渉とあぐる問題点のうち今回~~

## 2. 対処方針

(1) INF交渉に關しては、今次サミットの目的は、西側部内における各国の個別利害を實質的に調整することにあるのではなく、東西準備管理交渉の象徴的存在であるINF交渉に臨み、西側全体の結束を示すことにあると思われ。

(2) かかる観点に立つ時、今次サミットにおいては、わが国として従来から欧米に先じて

主眼点 (1) 交渉は欧州のサミット及び  
の安全保障も考慮に入れたグローバル・プロセス

と進められるべきこと (2) 欧州の解決を



小の対比はアジアへ移転した (1) 欧

州の対比においてアジアの安全保障の  
に配慮するが、<sup>重なり</sup> につき、この点の確認  
を本めるには、議論を複雑させること

なるの計は、後の (1) ~ (4) のいずれ  
かにつき確認し得な場合の国内への説明

より先に困難の問題を生じかねないこと  
となる。

(3) 従って今次サミットにおいて確保する文案と  
しては今後七中 欧米諸国に対し上記 (1) ~

(4) の我が国の立場を主張して行くための  
必要最少限のキガカリとなる表現であること、

及び国内的にも本が一国としてかかる立場を  
主張したと説明しうる表現であること、

の二点も確保するのは

（以下は非常に薄い文字で、ほとんど不可読）

（以下は非常に薄い文字で、ほとんど不可読）



我々は、NFA交渉は「アミアを含む」西  
側全体の安全保障を考慮し、クワ-ハル

ハ-スで行わねばならぬことを確認する。



- 注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
  2. 本電の内容に関する照会、要望等は検閲班 (TEL 2171, 2174) に。
  3. 本電の主旨変更は記録班 (TEL 2172) に連絡ありたい。

## 電信写

に米に言うためのふく籾かのいずれかであろう。いずれのケースにせよ、ハンガリーは米とは対決しないとのシグナルを送つてきていると解釈すべきであろう。(注: グレック副大統領補さ官によれば、同副大統領がハンガリーを訪問した際、ハンガリー側はINF交渉につき譲歩の余地なきやしきりに米側に打しんした由)

(2) ルーマニアのチャウシエスクについても米INF配備に対抗するソ連ミサイルの自国領内配備に反対である旨アンドロポフに申入れたとのかなり確度の高い情報が存在する。

(3) 更にブルガリアの対米態度も軟化している。ジフコフは最近在ブルガリア米大使との会談後、VOA電ばほう害の中止、米大使館用の公用物品輸送米軍機の着陸許可、及び交換留学生数の増加等の措置をとつた。

(4) 米・チェコとの関係には目立つた改善はないが、今月初に訪米したチェコ通商代表团との話し合いはうまくいった。

(5) アルバニアでさえ、田連総会の機会にアルバニア・イタリア外相会談を行い、アルバニア首のうのローマ訪問をイタリア側に打しんし、また言独と外交関係を有したいとの希望を間接的に第三国に伝えたりしている。

3. これらの一連の動きには、各々の固有の事情もあろうが、一般的に次のことが言えると思う。即ち、東欧諸国、特にハンガリー及びルーマニアは、悪化する米ソ関係の圏外に立ち、米のINF配備により生ずるダメージを最小限にとどめたいと考えるに至っている。(米の各種情報がまちがっていなければ東欧諸国自体は米INFの欧州配備を自国への深刻なきよういとは受止めていないフシが見える) つまり、米のINF配備がもたらすであろうWPの結束強化という名でのソ連による一層の締め

極秘

- 注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
  2. 本電の内容に関する照会、要望等は検閲班 (TEL 2171, 2174) に。
  3. 本電の主旨変更は記録班 (TEL 2172) に連絡ありたい。

## 電信写

つけから極力逃れるため、原則的立場についてはソ連の立場を支持しつつも、西側との実務関係はむしろ拡大せんとの方策をとりつつあるものと思われる。このうらにはハンガリー及びアルバニアがECにアプローチしているとの情報からもかん取できるように、自分達の経済はん栄のためには結局西側との関係改善を推進せざるを得ないとの認識もあろう。

4. 若干らつ観的かもしれないが、以上が自分達の評価であり、右に基き、米としても目立たない形で、まずハンガリー、ルーマニア、ブルガリアといった国々と関係を拡大していくとの政策について現在シュルツ長官までの決裁を求めているところである。

5. なお、ウイーンでのブッシュ副大統領演説はあまりにも米ソ対立の図式を東欧に押しつけるもので逆効果であるとの批判には米として十分みみを傾けねばならないであろう。

お見込みにより関係公館に転電願いたい。 (了)

221301 066 8133 02

(御号考)  
米の"STAR WARS構想"  
1: 紅字  
海軍の方考案

秘  
無期限

決 裁 書

大臣 <del>秘書</del> <del>政務次官</del> 事務次官 <del>中島外務審議官</del> <del>外務審議官</del> 官房長	上 管	保 存 期 間
	北米局長	① 1類 (永久)    2類 (10年)    3類 (5年)    4類 (1年)
	審 議 官	起案 昭和58年12月13日
	安全保障課長	決裁 昭和    年    月    日
		起案者    電話番号
		鹿取 2478

協 議 先

防衛省  
 外務省  
 国軍  
 通産省  
 220-2  
 220-2  
 220-2

下記の件に関し決裁を求めます。(関係文書別添)

件 名

米国の対大陸間弾頭ミサイル防衛政策

レーガン米大統領は本年3月23日のテレビ放送において米国の対大陸間弾道ミサイル防衛システム構想（いわゆる「スター・ウォーズ構想」）を明らかにしたが、12月、在京米大デミング書記官は下記1を主内容とする別添ペーパーを手交越し、レーガン米大統領が近々85年度予算についての決定を行うこととなる旨述べるとともに本件についての我が方のコメント方を要請越したところ、対米コメントを含め取次ぎせずの我が方の対応振りは、下記2のとおりとしたい。

（注：米国の対大陸間弾道ミサイル防衛システム構想については、英等一部NATO諸国は、現在の抑止戦略の基本的考え方を根本から変えるものであり、抑止を基本とする西側の安全保障を損なう恐れがある等の見解を有している模様のところ、米側としては、かかる事情を背景として、本問題については出来得る限りNATO諸国を含め西側との連絡を密にせんとしているものと考えられる。）

記

別添ペーパー概要

(1) レーガン米大統領は本年3月23日に対大陸間弾道ミサイル防衛システム構想を明らかにした。

その後、米政府において種々検討が行われ、最初の検討結果は既に大統領に報告されたが、大統領は、数日中に本件についての短期的な予算措置及び今後数年間に亘る研究計画についての決定を行うこととなる。

なお、米国の検討が早められた背景には、ソ連も対大陸間弾道ミサイル防衛についての研究を進めているという事情がある。

(2) これまでの検討の結果、今世紀末から21世紀初めの頃に利用可能となる技術によって、統合的な効果的システムとしての多段階の対大陸間弾道ミサイル防衛が可能となりうることが示されている。しかしながら、これらの技術については、例えば、その費用及び効果、又は、対抗措置の及ぼし得る効果等について多くの未知の要素が存在する。

この分野における研究予算は84会計年度においては従来からのABM技術に関する予算を含め12億ドルであった。近く大統領の決定が行われれば本件に関する85会計年度の予算額は、本来の予算額の25-50%増、即ち22億ドルから26億ドル程度となろう。

(3) 今後の研究が多くの未知の要素についての解答を見出すまでは米国として本システムを展開することは出来ない。

今後の研究には、少なくとも10年は要しよう。

(4) 米国の研究計画は、ABM条約及びその他米国が負っている義務に背馳するものではない。米国としては、今後とも抑止戦略及びNATOの柔軟反応戦略を堅持する。米国としては、新たな戦略についての確信を得るまでは現在の戦略を放棄しない。米国は、今後とも兵器の近代化を通じて抑止力を確保すべく努力するとともに、INF、STARTの双方における軍備管理の努力を継続する。

(5) 大陸間弾道ミサイルに対する防御システムの分析に当たって、友好国及び同盟国の安全保障については、最大限の配慮が行われる。米国における研究の進捗については米国としては、全面的に同盟諸国と協議する意向である。レーガン大統領が3月2日に述べたとおり、米国としては、米国の同盟諸国が自

らに対する武力攻撃を抑止する上で米国の戦略核攻撃能力に依存していることを認識している。同盟諸国の重大な関心と米国のそれとは不可分に結びついて  
いる。如何なる技術面における変化も、かかる現実を変えるものではない。か  
かる事情により、米国は本研究の実施に当たって、防衛システムにより大きく  
依存することが、同時に同盟諸国の安全を確保するものでなくてはならず、ま  
た、米国の世界におけるコミットメントを維持する能力を減少せしめるもの  
あつてはならないとの基準を設けた。

- (6) 日本政府の本件についての見解を歓迎する。米国としては、もし希望され  
れば一層の情報を提供すべくブリーフィング・チームを1月に派遣する用意が  
ある。

## 2 評価・論点

- (1) 3月23日にレーガン米大統領が発表した米国の大陸間弾道ミサイル防衛  
システム構想は、早くとも今世紀末から来世紀にかけて技術的に初めてフィー  
ジブルなものとなり得る長期的な構想であるが、現在の安全保障の枠組が、相  
手側の攻撃に対する報復攻撃力（就中、戦略核報復力）の脅威による抑止力に  
より構成されていることを考えると、本件構想は戦略的防御力の優位性による  
安全保障を指向したものとしてこれまでの抑止戦略に歴史的な転換をもたらし  
得るものであると考えられる。
- (2) 本件構想については、発表直後から西欧諸国を中心に懐疑的なコメントや  
批判が行われた（例えば、技術的実現性への疑問、本件の如き防衛システムを  
もたない西欧等同盟諸国が置き夫りにされるのではないかとの不安感、等々）。  
自らの安全保障を米国の核抑止力に依存する我が国としても無論本件構想の



もつ諸々のインプリケーション(注1)に十分留意して今後の米側検討状況に  
応じ綿密な協議・分析を行う必要がある。

(3) しかしながら、本件については技術的、理論的な詳細にわたる抑止論の観  
点とは別の角度からの評価が必要である。

特に、

(イ) 本件構想の基本が「安全保障という以上、できるだけ防衛的手段で」  
という点にあり、これは従来の抑止論に比べ、一般国民の心理・心情にア  
ピールする力があること、及び

(ロ) 本件構想は、仮に西欧諸国には不評であっても、ソ連に対しては相当  
深刻なインパクトを与えていることは確実であると推察されること(この  
構想が実現すれば、米国が核を独占し、ないし圧倒的核優位を保っていた  
時代にあったような米ソ間の戦略ギャップが再び生じうる)、

(ハ) 本件構想は核軍縮促進の効果をもちうること等は留意されるべきであ  
る。

[因みに、上記(ロ)については、ソ連も同種のプロジェクトを早晚推  
進することになるから、同じことではないかとの議論はありうるが、米  
国の関係者は本件をめぐる米国の対ソ技術優位に相当強い自信を有してお  
り、また、仮に米国による本件システムの独占が一時的なもの(例えば数  
年~10年)であったとしてもその西側の安全保障にもちうる意味合いに  
は多大なものがあると確信している如くである。]

(4) これを日米防衛問題との関連でみれば次のような点を指摘しえよう。

(イ) 第一は、この種の防御能力の開発・保有において、方が一にもソ連が  
米側に先行することを許してはならず、ソ連が同種の能力をもつまでのリ

ード・タイムがなるべく長くなるようにすべきことである。

我が国としては、下記に述べるような諸点について慎重な検討を行う必要があるが、基本的には米国に対する協力の姿勢を維持すべきである。

(ロ) 第二は、「安全保障はできるだけ防衛的手段で」という考え方は基本的な我が国の防衛政策に一致するものであり、この面での対米協力（技術的対米供与、日米共同研究・開発という形をとることもありえよう）は、我が国が自衛のための攻撃・報復能力の向上を図る場合と比較して、他の理解を得られやすく、ソ連等による対日非難の矛先をにぶらせる側面がありうることである。

(5) 他方、軍備管理の観点からは、本構想が実現された場合、確証破壊に基づく相互抑止の枠組に根本的な変更をもたらし得ることを考えれば、そこに至る段階においてソ連との間で起りうる誤解あるいは誤算による無用の軍事的リスク、軍備競争の激化等を避ける意味からも、必要に応じソ連との間で意思の疎通をはかっておくことが重要と考えられる。

(6)、以上を総合的に勘案した場合、我が国としては米国の本構想推進に対し基本的に異論を唱えるべきではなく、むしろできるだけ協力的な姿勢を維持すべきものと考えられる。(注2)

(注1、注2) 基本的に本件構想につき我が国として前向きに対応するとしても、我が国の安全保障に遺憾なきを期するためには、以下の諸点についての検討は不可欠である。(但し、将来のシナリオを現時点で静態的に想定することは不可能かつ不適切であり、本件構想の進捗状況に応じて柔軟な対応を図るべきは当然である。)

① 本件構想の米政府における定着度

② ソ連の対応

③ 米国の本件技術の信頼性

④ 仮に米国が自らの戦略核を漸次削減して行く場合、

(a) 西側同盟諸国の安全保障を損なわないための措置として米国はどのようなオプションを有しうるのか。

(b) 特に西側同盟諸国が米国の防御システムに直接依存しえない場合、西側の抑止体制はどうなるのか。

3 以上の考慮により、我が国としては、米側に対しては、とりあえず次の諸点を我が方のコメントとして申し入れることとしたく、また、別途主要NATO諸国とも随時本件について意見交換を行うことが適当と考える。

(1) 我が国としては、米国政府が大陸間弾道ミサイルの防御システムについて研究を進めていくことは、この分野において米国がソ連のleadを許さない上でも重要と考えており、基本的にはこれを支持するものである。

(2) 他方、米国政府自らも述べているとおり、我が国の安全を含め、西側の安全は米国の抑止力、就中、米国の戦略核抑止力に依存している。米国の本件についての研究も緒についたばかりであり、依然未知の要素が多く、また、米国における本構想の推進が将来の国際情勢にもたらし得る影響については予断できない。しかしながら、我が国としては、米国における本構想の推進によって国際社会において不安定要素がもたらされることがないよう、また、我が国を含め西側諸国の安全保障が損なわれることとならないよう万全の配慮方申し入れておきたい。

(3) 我が国としては、我が国の安全保障の観点からも、今後の米国における本  
社研究の進捗状況及びその内容には多大の関心を有しており、今後とも緊密な  
連絡・協議を御願いたい。

また、米側提案のブリーフィング・チームの来日については、これを歓迎す  
る。

なお、我が国としては、本件構想が米国政府において定着した安全保障上の  
一計画であると受けとめ、これについての基本的支持を表明しているところ、  
かかる認識にて差し支えないか確認したい。

(4) なお、米ソ間の軍備管理交渉の中断をめぐる現在の厳しい状況下において  
米側の本件構想が西側世論等において「新たな軍拡」と受けとられることがな  
いよう、世論対策についてはこの点に十分留意して対処する必要があると考  
える。